

Title	中南区有文書
Author(s)	大阪大学文学部国史研究室
Citation	大阪大学文学部紀要. 1980, 20, p. 88-182
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/7665">https://hdl.handle.net/11094/7665</a>
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

中  
南  
区  
有  
文  
書

大阪大学文学部国史研究室

和歌山県伊都郡花園村なかみなみ中南は、高野山の南八キロ、有田川の最上流の標高五五〇メートルの山腹に位置する戸数二一の山村で、村内には上花園神社が鎮座し、かつては高野山領花園上荘の中心であったと目されるところである。この区長宅には中世を主とする二百数十点の古文書が保管されており、中南区有文書と呼ばれている。

この文書は、もと上花園神社の神輿庫の隅に放置されていて、明治初年の廃仏毀釈の波のなかでは反古として捨てられるところであったが、心ある人が拾いあげて地蔵寺の大般若経の長持の底に移したという。それでもそのうち紙の満足なものは、村人の畳のへりの芯や渋紙の材料に使われたともいう。

この文書が史料として見直されるようになったのは、大正末年長慶天皇の在位が公認され、その陵墓・史跡の研究が盛んになったころであった。すなわち、一九三〇（昭和五）年、有田郡吉備町の郷土史家星田義量氏が長慶天皇の研究のため来村し、阪本覚一郎氏らに文書の重要性を説いたのがきっかけになって、翌年地元で第一回の文書整理が行なわれ、四六点が目録に記載されて、区有文書として区長宅に保管されることになった。ついで一九三七（昭和一二）年、高野山文書刊行会の中田法寿氏が借覧されたが、戦争と氏の死去によって、刊行会本の『高野山文書』には収められなかった（同巻七、巻末解説）。

また一九三九（昭和一四）年には、和歌山県聖蹟調査委員会から、紀元二千六百年記念事業の一環として伊藤只人氏が来村されたこともあり、翌年、中南では第二回の文書整理が行なわれ、すべてにラベルが貼られて、二〇九点が登録された。

戦後になって、竹内理三編『平安遺文』『鎌倉遺文』（一七巻発行現在）に四通の売券・譲状が「花園文書」として収録されたのが、学界への最初の紹介となった。ただこの解説に、花園文書は「最近の台風の際の出水に多く失なわれたという」と記されているが（『平安遺文』巻一一解説）、おそらく一九五三（昭和二八）年七月の集中豪雨の際、金剛寺大日堂の大般若経が流失したことが誤り伝えられたもので、中南文書は無事現存する。この間五来重・萩原龍夫氏らの来訪もあったが文書の内容は紹介されていなかった。本研究室がこの文書の公刊を計画したのも、この段階であった。なお最近では、和歌山県史編纂委員熱田公・小山靖憲氏らの調査も行なわれている。

近年、中南地蔵寺の六地藏屏風が修復されたが、その際、約一〇〇点の裏貼り文書が発見された。その上、一九七九（昭和五四）年には、三カ月がかりでもとからの区有文書の表装が行なわれ、中南区有文書一〇巻として再編整備された。

## 二

中南区有文書の年代別の概数は別表の通りであり、年代と伝来の性

格上三つに分類できる。

中南区有文書世紀別概数

年 代	文 書 数
10世紀	1通
11	1
12	11
13	15
14	91
15	22
欠年中世	43
17	4
(屏風裏貼文書	約100)
18	2
19	3
欠年近世	1

第一は、一八四通の古代・中世文書群で、虫損・鼠害が甚しく、神輿庫の隅に放置されて来たというものにあたる。時

期的には南北朝期のものが多く、とくに上荘下司中南三郎眼惣房と、下荘下司賢順の所領争いの史料がかなりの部分をしめて、区有文書という名称から想像されるような惣村関係の文書群ではない。尾上角兵衛氏は、これを上荘公文所に伝来したものと推定されている。なお戦前に大塔宮護良親王関係の文書が三通ほど歴史小説家某氏によって借覧されたが、氏の物故とともに散佚したという。

第二は、明治三年をふくめて一〇通の近世文書で、主として年貢関係であるが、中世文書とは異って当初から重要書類として扱われてきたらしく、保存状態はよい。

第三は、新発見の六地藏屏風裏貼り文書で、約一〇〇通ある。これは、今回の紹介では省くことにしたので、やや詳しく説明しておきたい。

屏風裏文書は、中南の方々の判断で、内容の重要そうなものを選び

出され、二一通が巻六、二六通が巻七として仮綴じにされ、残りは紐で束ねて保管されている。形態は一通ものの文書や書状の他、折紙の算用状も多く、横帳の断簡とみられるものもある。年号は元和三(一六一七)年から万治四(一六六一)年までみられ、欠年のものもほぼこの時期にふくまれると見てよい。

内容は断片的なもので、検地帳や村明細帳の類はない。ただ丹念にみるなら、近世初頭の高野山膝下村落の生活の一端をかいまみる手がかかりとはなる。たとえば米や大豆を年貢として高野山の塔頭に納め、江戸夫・和歌山夫・京夫などの夫役があり、竹の納入も行なわれていたこと、村人のなかに承仕の身分で呼ばれる者があつたこともわかる。頼母子があり、塔頭からの酒の借物もあつた。村人は正月に八卦をして恵方やタタリ月を占い、伊勢講を結び、雨乞いを行ない、大般若経の長持の修補も行なっていた。

### 三

中南文書を扱った研究としては、尾上角兵衛氏の『花園遺史』(一九六七年)があり、弘法大師や長慶天皇の足跡を明らかにすることに力点がおかれている。また河野通明「高野山領花園荘の成立」(時野谷勝教授退官記念会編『日本史論叢』一九七五年)は、中南文書によりつつ、山間の一荘園の成立過程を論じたものである。

関係深い資料としては、和多昭夫氏によって紹介された「高野山正

智院文書拾遺」(『史学雑誌』七〇一七、一九六一年)の平安期の部分がある。また刊行会本『高野山文書』卷六所収の脇家文書があり、『紀伊続風土記』古文書之部所収の中南伊上院氏文書や相浦村貞氏文書も関連をもつ。近世については中南の前田・大谷・上田・上西家にあわせて百数十通の文書が現存する。

民俗分野では、中南に伝わる御田植神事の歌や祝詞を行事の流れとともに記録した阪本覚一郎『御田の舞 和歌山県伊都郡花園村中南』(一九七五年)があり、また、かいほりしんじ氏による『中南拾遺』(二六輯まで発行中)は、中南の習俗・産業・方言・民話などを詳細に記録している。

大阪大学文学部国史研究室では、一九六八年ごろ、黒田を中心に高野山領荘園の共同研究をすすめていたが、同年七月の現地調査の際、中南区有文書と尾上角兵衛氏の著書『花園遺史』のあることを知った。そこで現地へ赴き、当時区長の福本儀一氏をはじめ、文書の保存に尽力してこられた阪本覚一郎氏や尾上角兵衛氏の協力を得て、文書の写真撮影を行ない、さらに同年一月と七月にも調査を行った。これらの調査には、黒田と当時(以下同じ)助手の田中文英、大学院学生の河野通明・有光友学・田宮久史・布引敏雄・井上寛司・本多隆成・西山裕・加地宏江らが参加した。このたび公刊の作業にさ

いし、さらに河野のほか大学院学生林文理・大石雅章・川岡勉らが、新発見の屏風裏貼り文書の調査を行ない、現区長の中西照巳男氏をはじめ、前記の方々にも多大の協力をえた。この調査と公刊の全体の責任は黒田にあるが、とくに文書の読解や原稿の作成は、ほとんど河野の尽力によることを、特記したい。なお割付け・校正は大学院学生志賀節子が担当した。

最後に、本文書の公刊は当初もっと早く行なわれるはずであったが、実現が大幅に遅れ、諸方面になにかと御迷惑をかけたことを深謝したい。さらに、それにもかかわらず、公表を快諾され、調査の度ごとに親身な御協力をいただいた中南区の方々や尾上氏らに、深く感謝する次第である。

(黒田俊雄)

## 凡 例

- 一 配列は編年を原則とした。
- 一 同一内容では、正本を先に、写（案文）を後とし、写が二通以上にわたるときは、筆跡の手堅いものを先に配した。
- 一 欠年の文書でも、内容上または筆跡上関連ある文書が見出せた場合は、その後に配し、その旨注記した。なお筆跡による判断に際して、書家須崎海園氏に写真で見解を求め教示をえたものがある。
- 一 文書名の下の（ ）のなかに、一九七九年表装された際に付けられた巻数と整理番号を（二―四六）のように示した。
- 一 断簡のうち、内容・字体・紙質・虫孔・しみなどから一通につながるものは復原につとめ、――（破レ目）と示した。
- 一 異体字は原則として当用文字に改め、変体がなは通用字体にあらためた。
- 一 文字の欠損したものは□□□で示し、残画によって推定した場合は右傍の「」のなかに記し、前後関係から推測した場合は（ ）のなかに記した。
- 一 文書の墨消しで原初の記載を判読しうるものには左にくの符号を付して記し、判読できないものは■■■■で示した。原初の記載の上に重ねて書かれた新たな文字は下に「」のなかに記した。

一 異筆は「」で示した。

一 藤原秀郷願文案

敬白

□□願文、武藏守兼下野(守)

歸命頂礼、春日大明神(著)

天津兒屋根之尊、垂跡(祖)

同塵影向也、而秀郷(祖)

奉歸伏彼□廟之示(現)

門葉無不歸敬、爰下綵(國)

以邊鄙之身、輕 朝憲之□

民秀郷、僅□愧門四代□

惡々甚、不能顧恩慮、任(運)

就中可令追罰彼將門□

將門者、相隨東□ヶ國軍(兵)

秀郷雖□□將藝計、(醫)

用嬰兒□□□海言□

應□合□□□一時令得□  
(千)(方)

秀郷□□□悉以當社□

□子々孫々□□懈怠 □

依有秀郷□□為長□

進者也、但除田原村者、仍□

(二一四六)

承平七年二月十七日(目)

二 僧長久垣内売券

□□□□所事(意)

(三一〇四)

□□南中溝向直

□□西大河龍、限北御来世尾

右件所、僧長久カ先祖相傳之

所也、而依要□貳疋仁指辛虫(用)

麻貳目、手作布半疋仁僧峯僧仁

賣□處也、示子僧長秀、依有□□(相)

件本主長久孫僧慶円(永)

也、返賣絹二疋者、以後日長秀方□

不可云論狀如件

僧長秀

□(承タハ永)曆四年庚申二月七日 檢校(花押)

行事僧(意)

行事(僧)

◇三号文書と同筆。年号の残画は永とよめるが、四年で庚申は承暦であるので一応ここにかかげた。

三 僧京田垣内売券

(三一九四)

申賣買中南北垣土壹所者

限東〔溝〕限南中溝

四至 限西大河〔尾〕限北御來世尾

右件所者、僧京田之先祖相傳

處也、而依要用有、僧勝明永賣

渡所也、直凡絹四疋者、為後日放券

文如件 僧(花押)

康和三年二月廿三日 僧慶円

僧淨円

檢校(花押)

行惠(花押)

行事(花押)

行事并能

別當(花押)

堂達(花押)

◇『平安遺文』卷一〇一補二八号に所収。

四 僧宗明山地处分状

(三一九五)

謹辞宛行處分帳事

合

在字中南路ヨリ下壹所

四至限東横路 限〔西〕大河

限北フト〔尾〕南峯谷

字井尻〔尾〕壹所、四至有本券

右件山地者、僧宗明先祖相傳

之領地也、而僧靜心限永代所宛

行如件 僧(花押)

保延七年辛酉九月十八日 僧(花押)

日置(花押)

女同(花押)

五 僧淨実山地处分状

(三一九六)

〔端裏書〕小檢校

ナカミナミ

宛行所分帳字中南垣内一處事

四至在者 限南中溝 限西奥柿木〔高木〕前黄道〔横〕

限東蔵岸 限北谷 田尻

右件山地者、僧淨實但先祖相傳地也、三郎子

所分渡實也、仍後日為佐汰放券文、不可

有他妨者也



(異筆裏書)  
中南十人カイケム

應保三年 癸未 歲三月一日 僧淨實 (略押)

僧淨經 (略押)

僧淨禪 (略押)

僧覺實 (略押)

日置大子

同中子

◇本文書の後に一六号文書が貼り継がれている。六号文書と同筆。『平安遺文』卷一〇―補一〇一号に所収。裏書の「中南十人カイケム」は、一六号・三六号の同文の裏書と同筆。

六 僧淨實山地処分状

〔處〕事

限西大谷 限北坂井ハラノ尾

四至在者  
限西大谷 限北坂井ハラノ尾

〔分〕中子  
〔分〕實先祖 〔地也所〕

事實也、仍後日佐汰放券文、不可〔有〕

〔他〕者  
〔妨〕也

〔限〕谷  
〔處〕事

〔限〕中尾 東

四至在者、

中南区有文書

南限中尾 又南ノ谷ワサ柿一本

(成) 保三 (年三月) 日 僧淨實 (略押)

僧淨經 (略押)

僧淨禪 (略押)

僧久楽 (略押)

僧覺實 (略押)

日置大子 (略押)

(異筆裏書。文書中央部)  
コノコト 二人ニ處分ス

〔侍從殿トワカツソト〕

ミソセマチヲワハクキノツシニ處分ス

◇五号文書と署名者・筆跡が一致するので、應保三年と推定した。

七 僧靜心山地処分状

宛行處 〔分〕

合山地壹處字中南垣内

限東往古横路 唯満カ家ヨリ小

四至 〔直〕溝向ナヲリ并ヒノ木クイセ

〔限〕西尾上 限北井上

右件山地者、僧靜心先祖相傳

之私領也、而僧蓮信ニ本公驗

(三一〇二)

九 (九五)

副處分ニ宛行處也、仍為後日

沙汰所放立券文也、更不可有他

妨狀如件

僧（花押）

永萬貳年丙戌五月二日

行事（略押）

預僧（略押）

目代定壽（略押）

◇八号文書と同筆。

ハ 僧靜心山地処分狀

宛行處分帳□

合山地壹處字中南垣内

四至 限東横路 限南中溝向直并并ツツヒノ木  
限西尾上 限北井谷上

右件山地者、僧靜心先祖相傳之所領也

而僧蓮信ニ本公驗相副處分ニ宛

行處也、仍為後日沙汰所放立券

文、更不可有他妨狀如件

永萬貳年丙戌五月二日 僧（花押）

◇花押は七号文書の署判筆頭者と一致。

九 僧淨心処分狀案断簡

（前欠）

□

□所領也而僧

□後（目沙汰）□所放

□券文□更不可有他妨狀如件

□（萬）貳年丙戌五月二日僧淨心在判

（同筆裏書）

□元分處分帳  
□シテ先賜

◇内容・日付から八号文書の控と推定。淨心は靜心か。

（三一〇二）

二 僧觀慶垣内処分狀

（端裏書）  
ニシカキウチノケ□

處分帳事

合一所者

金剛峯寺御庄内在西垣内壹所者

限東 加大口中ハニ加ツ加下門口ナリ、南河口

四至限西ヲ松ウルシノ木定東下ツ□□キノ木

限北ユノ木ア子ト二人シテトルヘシ  
一本サカキ一本

右件垣内者、僧觀慶加相傳私領

一〇（九六）

（三一〇三）

（三一〇五）

也、而沙弥生壹ニ宛行所也、仍為後

□□汰、放券文如件、以解

仁安三年戊子歲十一月五日僧觀慶(花押)

◇一一号・一二号文書と同筆。『平安遺文』卷二〇―補一〇九に所収。

□山地之事

□所者

□小原井坪

□谷口

□(祖相傳)地也、然ニ

□イスリ九

二 長尾四子山地処分状

(三一〇六)

宛行所分帳山地事

字坂本 四至 限東大河 限南中尾ノ石ノ本ノ

限西大峯 限北井居中

右件之山地者、長尾四子先祖相

領地也、而依僧劫善文所分シ渡

仍不可有他人妨、新券文放状如件

建久七年丙辰十一月三日 僧龍

国見

僧劫

筆取宗

三 国見中子山地売券

(三一〇七)

(端裏書)  
□文所

中 南区 有 文 書

□主国見ナリ

□実也、他人妨

国見中子(花押)

沙弥廢囊(花押)

□(七)二月十四日

◇年号を欠くが、一〇号・一一号と同筆であるので、ここに掲げた。

三 僧正円置文

(三一〇八)

又南定行(破レ目)任子ヌヒト

□(父 書)モンシヨアルニヨテ

秋任中子スエヲナカク

ユルシヲハヌ、ノチノヒニ

□(サ)マ大ケアルヘカ

ラス、如件

正治元年十二月廿五日

僧正円(花押)

長尾恒国

四 フチワラノユキトシ置文

(前欠)

ヤマウイノルヒノロウ大ト

イウトキニ、サルコトナシトマ

ストキニ、サラケウヨリ

ノチニワ、コノコトコトモノ

ナカニモ、ハラカメイヲイモ

ケウヨリノチ、ナカクユマシ

コノサウケアルヘカラス

フチワラノユキトシカマス

ヒコノコマウスヒ

ナラヒノト子シヨシノマエニ

コノコトユルシヲワル

フチワラノユキトシ(略押)

(二一四七)

ツチノエ大ツノ  
シヨウ願二子レノトシ

一五 アホノ国ヒロ売券

モタル

ニツケテ

アホノ国ヒロナカ

トクアミタフニ

せニ白ク五十モニ

カクウリわス

ノチノヒニタノサマタ

アルヘカラス

アホノ国ヒロ(略押)

◇年号を欠くが、一三号・一四号と筆跡が類似するのでここに掲げた。

一六 僧宗慶垣内処分状

ナカミナミ

謹辞宛行所分帳事

字中南垣内一所

(九八)

(二一九三)

(三一九八)

四至在者 限東藏岸 限南中溝

限西高木前黄道 限北谷 (異筆裏書) 中南 人十人カイケム

右件垣内一所、僧宗慶先祖相傳地也

而僧宗祐所分渡事實也

仍他人不可有。状如件 妨者也

建保五年丁丑 歲三月十三日

僧宗慶 (略押)

僧宗祐

日置中子 (略押)

同三子 (略押)

◇本文書は五号文書の後に貼り継がれている。一七号文書と同筆。『鎌倉遺文』四一二九八号に所収。

一七 僧宗慶処分状断簡

(三一九九・一〇〇)

(前欠)

限 西大谷、限大石ノ尾

谷 向ヨリ下切クワユルナリ 下谷

著 僧宗慶先祖相傳之

分 渡事實也、仍為

有 他妨者

中南区有文書

十四日

僧宗慶

僧宗祐 (花押)

(破レ目)

日置

置三子 (日脱カ)

正 柿木南ワキノト二本 モト

成助所分渡事實也

◇年号を欠くが、一六号文書と署名者・筆跡が一致するので、ここに掲げた。

一八 僧成意紛失状

(三一〇九)

□□□

謹 大南居垣内物

合貳所者 □□の垣内又

限東大ル峯 限南洲尻小谷 四至

限西大川 限北 □□ (尾北) □□ 西ノ川

□件居垣内者、僧成意先祖相傳私領也

又南谷一所

限東笠松大峯 限南大川寺尾  
四至 限西高野長峯 限北南院を□

右件山地者、僧成意之先祖相傳私領□□<sup>所</sup>

安貞元年 <sup>ひのとの</sup> 亥 十一月廿四日焼失相事在地□<sup>預</sup>

為後日證文、任<sup>本</sup>○券文置注之状如件

安貞元年 <sup>ひのとの</sup> 亥 十二月十日 僧成意(略押)

高野山預良(花押)

但件山地者、領知のともからてうまう宛忘有時ハ、本□

可返者也

元 公文僧某山地安堵状

(三一二〇)

□□ はたと申山野

□□ 山地と申風聞

ありとい□□子細を尋候へハ

本□□先所地をおちかた<sup>龍上座</sup>

へうりて候けるを、もとの地主

なれハ□申て、もとの直を返

へきよしおちかたのさいけ主

申ニより□龍上座かいと<sup>本</sup>

りたる山地□自今已後ハ

無他妨可□知處如件<sup>領</sup>

仁治二年□丑<sup>辛</sup> 九月六日

公文僧(花押)

三 花園上庄祭事地子帳

(四一四八)

□寺花蘭上庄住人等

□御地祭事地子氏御<sup>瓜方</sup>□<sup>兼</sup>

□□<sup>子</sup>

僧淨真

僧福賢

僧立賢シヤウモチ

巨勢介里青茨<sup>アツ</sup>

長尾有訥牛<sup>旁</sup>

支件房

国寛包<sup>未カ</sup>末ムキマメ

□□三年乙<sup>寛元</sup> 歳十一月十九日

僧宗祐(花押)

◇乙巳で三年は寛元と嘉元があるが、一六号文書にも見える宗祐の生存年代から寛元と推定した。



弁進、<sup>(老)</sup>来秋時過候ハ、ミヤイニカウシツ

□□シマイラせ候へシ、後せウ文タメニ  
ツクリ<sup>(ラハム)</sup>□□ヌ、シヤウクタムノコトシ

コウアム五年<sup>ミツノエ</sup> ムマ 二月十七日

コケムシ (略押)

云 僧唯眼垣内質流状

(三一—二二)

奉<sup>ナカシ</sup>流<sup>カヒ</sup>一垣内事

□□<sup>アハセ</sup>□□<sup>シヨサ</sup>花<sup>ハナ</sup>庄<sup>シラ</sup>大<sup>シラ</sup>南<sup>ナミ</sup>

右<sup>ウケ</sup>件<sup>ケン</sup>地<sup>チ</sup>者<sup>ノ</sup>、利<sup>リ</sup>錢<sup>ゼ</sup>本<sup>ネ</sup>二<sup>ニ</sup>實<sup>ジツ</sup>利<sup>リ</sup>分<sup>ブン</sup>二<sup>ニ</sup>實<sup>ジツ</sup>

帰<sup>カ</sup>直<sup>ジツ</sup>錢<sup>ゼン</sup>一<sup>イチ</sup>貫<sup>クワン</sup>五<sup>ゴ</sup>百<sup>ハク</sup>米<sup>メ</sup>二<sup>ニ</sup>斗<sup>ト</sup>惣<sup>ソウ</sup>六<sup>ロク</sup>貫<sup>クワン</sup>ニ

宛<sup>ウチ</sup>良<sup>ラ</sup>日<sup>ジツ</sup>御<sup>ミ</sup>房<sup>ボウ</sup>二<sup>ニ</sup>、所<sup>トコロ</sup>三<sup>サン</sup>奉<sup>ホウ</sup>二<sup>ニ</sup>實<sup>ジツ</sup>渡<sup>ダツ</sup>一<sup>イチ</sup>實<sup>ジツ</sup>也

仍<sup>モト</sup>本<sup>ホン</sup>文<sup>モン</sup>書<sup>ショ</sup>二<sup>ニ</sup>通<sup>ツウ</sup>、今<sup>イマ</sup>實<sup>ジツ</sup>券<sup>ゼン</sup>文<sup>モン</sup>書<sup>ショ</sup>一<sup>イチ</sup>通<sup>ツウ</sup>具<sup>ク</sup>

新<sup>シン</sup>券<sup>ゼン</sup>文<sup>モン</sup>所<sup>トコロ</sup>奉<sup>ホウ</sup>放<sup>ホウ</sup>之<sup>ノ</sup>状<sup>シヤウ</sup>如<sup>コトシ</sup>件<sup>ケン</sup>

弘安十年<sup>コウアン</sup>丁<sup>テイ</sup>亥<sup>ガイ</sup>十二月<sup>ジュウニゲツ</sup>二<sup>ニ</sup>日<sup>ニチ</sup> 僧<sup>ソウ</sup>唯<sup>イ</sup>眼<sup>ケン</sup> (花<sup>ハナ</sup>押<sup>オシ</sup>)

三 大<sup>ダイ</sup>栖<sup>シ</sup>谷<sup>コ</sup>四<sup>シ</sup>至<sup>シ</sup>書<sup>ショ</sup>

(一一八)

大<sup>ダイ</sup>栖<sup>シ</sup>谷<sup>コ</sup>

限<sup>リミ</sup>東<sup>トウ</sup>ヲ<sup>ヲ</sup>ウ<sup>ウ</sup>ス<sup>ス</sup>谷<sup>コ</sup>タ<sup>タ</sup>ウ<sup>ウ</sup>ケ 限<sup>リミ</sup>南<sup>ナン</sup>ア<sup>ア</sup>カ<sup>カ</sup>タ<sup>タ</sup>キ<sup>キ</sup>谷<sup>コ</sup>

四<sup>シ</sup>至<sup>シ</sup> 限<sup>リミ</sup>西<sup>セイ</sup>阿<sup>ア</sup>河<sup>カ</sup>河<sup>カ</sup> 限<sup>リミ</sup>北<sup>ホク</sup>大<sup>ダイ</sup>峯<sup>ホウ</sup>長<sup>チヤウ</sup>谷<sup>コ</sup>塚<sup>ツカ</sup>

<sup>(永)</sup>文<sup>モン</sup>仁<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup>年<sup>ネン</sup>甲<sup>カチ</sup>午<sup>ウ</sup>五<sup>ゴ</sup>月<sup>ゲツ</sup>十<sup>ジュウ</sup>三<sup>サン</sup>日<sup>ニチ</sup>熊<sup>クマ</sup>野<sup>ノ</sup>川<sup>カハ</sup>権<sup>ケン</sup>大<sup>ダイ</sup>夫<sup>フ</sup>入<sup>ニ</sup>道<sup>ダウ</sup>  
◇二年<sup>ニ</sup>で<sup>デ</sup>甲<sup>カチ</sup>午<sup>ウ</sup>は<sup>ハ</sup>永<sup>エイ</sup>仁<sup>ニ</sup>のみ。

三 御<sup>ミ</sup>弊<sup>ヘイ</sup>子<sup>シ</sup>居<sup>イ</sup>地<sup>チ</sup>売<sup>バイ</sup>券<sup>ケン</sup>

(三一—二三)

□□度<sup>タク</sup>居<sup>イ</sup>地<sup>チ</sup>等<sup>トウ</sup>之<sup>ノ</sup>九<sup>ク</sup>

□處<sup>トコロ</sup>也<sup>ナリ</sup>、字<sup>ジ</sup>中<sup>チュウ</sup>南<sup>ナン</sup>之<sup>ノ</sup>地<sup>チ</sup>藏<sup>ザウ</sup>堂<sup>ドウ</sup>上<sup>ジョウ</sup>菌<sup>キン</sup>

□心<sup>ココロ</sup>在<sup>アリ</sup> 東<sup>トウ</sup>限<sup>リミ</sup>殖<sup>シク</sup>石<sup>シヤク</sup> 南<sup>ナン</sup>限<sup>リミ</sup>殖<sup>シク</sup>。左<sup>サ</sup>右<sup>ウ</sup>石<sup>シヤク</sup>

右<sup>ウケ</sup>件<sup>ケン</sup>地<sup>チ</sup>者<sup>ノ</sup>、御<sup>ミ</sup>弊<sup>ヘイ</sup>子<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>先<sup>ケン</sup>祖<sup>ソ</sup>相<sup>ソウ</sup>傳<sup>デン</sup>之<sup>ノ</sup>

□□、而<sup>シテ</sup>要<sup>ヨウ</sup>用<sup>ヨウ</sup>有<sup>ユウ</sup>依<sup>イ</sup>、能<sup>ネ</sup>賢<sup>ケン</sup>二<sup>ニ</sup>錢<sup>ゼン</sup>貳<sup>ジ</sup>

貫<sup>クワン</sup>文<sup>モン</sup>ニ<sup>ニ</sup>永<sup>エイ</sup>代<sup>ダイ</sup>限<sup>リミ</sup>沽<sup>コ</sup>度<sup>タク</sup>事<sup>ジ</sup>實<sup>ジツ</sup>也

□人<sup>ヒト</sup>サ□□<sup>マタ</sup>ケ<sup>ケ</sup>不<sup>フ</sup>可<sup>カ</sup>有<sup>ユウ</sup>、為<sup>シテ</sup>後<sup>コトシ</sup>日<sup>ジツ</sup>證<sup>テイ</sup>文<sup>モン</sup>

放<sup>ホウ</sup>□<sup>マタ</sup>状<sup>シヤウ</sup>如<sup>コトシ</sup>件<sup>ケン</sup>、以<sup>イ</sup>ラ<sup>ラ</sup>ム<sup>マ</sup>有<sup>ユウ</sup>本<sup>ホン</sup>主<sup>シュ</sup>ア<sup>ア</sup>キ<sup>キ</sup>ラ<sup>ラ</sup>ム<sup>マ</sup>可<sup>カ</sup>モ<sup>モ</sup>□

□仁<sup>ニ</sup>三<sup>サン</sup>年<sup>ネン</sup>歲<sup>サイ</sup>次<sup>サイ</sup>乙<sup>イ</sup>未<sup>ミ</sup>九<sup>ク</sup>月<sup>ゲツ</sup>五<sup>ゴ</sup>日<sup>ニチ</sup>

見<sup>ミ</sup>所<sup>トコロ</sup>ニ<sup>ニ</sup>せ<sup>セ</sup>二<sup>ニ</sup>百<sup>ヒャク</sup>文<sup>モン</sup>也<sup>ナリ</sup> 上<sup>ジョウ</sup>座<sup>ザ</sup>音<sup>オン</sup>房<sup>ボウ</sup>□<sup>マタ</sup>師<sup>シ</sup> (花<sup>ハナ</sup>押<sup>オシ</sup>)  
行<sup>コウ</sup>事<sup>ジ</sup>證<sup>テイ</sup>□

地<sup>チ</sup>主<sup>シュ</sup>御<sup>ミ</sup>弊<sup>ヘイ</sup>子<sup>シ</sup> (略<sup>リョク</sup>押<sup>オシ</sup>) 百<sup>ヒャク</sup>

太<sup>タイ</sup>郎<sup>ロウ</sup>ア<sup>ア</sup>久<sup>ク</sup>マ (略<sup>リョク</sup>押<sup>オシ</sup>) 廿<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup>

◇二<sup>ニ</sup>七<sup>シチ</sup>号<sup>ゴウ</sup>文<sup>モン</sup>書<sup>ショ</sup>と<sup>ト</sup>同<sup>ドウ</sup>筆<sup>ヒツ</sup>。



三 花園庄行事職相伝次第 (五—一九二—一一)

□名

俗名

花蘭上□行事□□□次第

□益 光壽 □好 重武 タケ久

□久 光真 伴安 則行 伴次尾

□照 吉マス 房吉 正近

□良能 則行 則近

□久 宗明 □長 延 清国

□円 浄實 弁与 国宗 □□

□慶 久楽 仲實

明尋母方先祖人々事

僧智性况弟四人二良朝助子受ワイ□□

子章行故 受孜父照長照助春弘命子□□

女子二人女子一人雲好母况弟五人一人弘算

母一人悲観好一人観儔カ母入字又利怙山龍咒観

信 子七人男五人女二人 仁照 女子三

安僧智性子万益万算光壽六人男三人□

(1・表)

智性女子互子欠弓沽子元三沽額カ母額定秀

女子一人二沽伴安カ母善快母同人伴安童子□

万益子教好 朝禅二良 重武三良

四良武久未 五良。国四良 男五人女二人

二沽新屋沽 光壽子 高久 男五人

光真男六人 女三人 太沽男二人女四人中沽男二□□

三沽男五人 女五人 祖母方先祖伴次尾子孫沽□

助阿古沽ちか母僧ニテハ住所おうち子□□□

女子五人 男云ハ一人ハ伴安文又弟長□

一所死 伴安カ男子二人女子七人男云ハ

内入道一人死女云ハ不委書女云ハ太子

豊円母 中子正近母 三子ハ則行母四子ハ

成三良母阿未三乃畠ニ五子吉兼妻□

旨河之豊円况弟三人豊円子孫在

太子延武カ母中子裕武母中子カ子孫少太□

真母

延武勢秀太子良能母中子浄明母三子快

延德母 五子裕武午未妻延近カ母一人ハ良□母

(2・裏)

(3・表)

(2・表)

(3・裏)

一人ハ延近二人ハ高久カ母一人ハ則近カ母

則雪况弟四良則雪太良光信藏〔太〕□□

五良則近藏五 包□

栢原先祖况弟七人一人時安栢原弥陞□□

其子安村勢算父〔太祖父〕只祖文安吉〔父〕其弟安近包勢文

弟安見安尾父安成智行先祖女子善成

安吉况弟也安村太あ後其子今信国依先□□

時父小谷住女子能成母能成子長能

安田住時吉子二良初善五良名遠七人□□

不知 長在

田ナ〔二〕時有子一人吉木子朝内母時常〔男子有木子中童〕□□

時尾三摩〔常近〕太河先祖子孫秋包トウ

伴次尾〔井谷〕新来那賀郡由和志人也 犬甘春人那〔小乃田人〕□□

小乃四人也

春人子〔常光太良子元三良年包額父〕太良桃原〔子見女子造母〕□□

絹正絹吉一奄□祖父

采ま太在延見妻四からみ絹村いもうと□□

知行先祖先行事ホ先祖 常成〔先〕□□

河ま太在山男坂本只見子上伐用五良河□□

明淨祖母先祖大和国高摩人也国覓吉〔益〕□□

子房吉房〔女子田手三人〕吉子房成太良子守信子国二国□□

守時子永因ホ守包子元弟二良良房則

女子一人在包勢母女子山手云ハ子真光

能万父也子□□□□

慶朝觀去栢原〔マクハ安〕在女吉妻則近□□□□

一人包勢父祖母〔カタノ〕一人〔櫛ノ河在山手死〕□□□□

妻則近一人ハ若六祖母中南在一人

子真〔恩〕□□五別當妻先夫股道後夫吉行

一人中南在觀房觀順母黄後先祖

子男買吉子能勢子禪益万□□

中津河中野邊主六部小錦ノ從能勢手買

永保二年〔歲次〕癸亥十二月廿三日住是也

春人ハ名草小野田人也山男其人子也

妻糸連カ小姑〔トシテ〕其人ヲ中津河ノ河俣ノ垣□□

鞆内藏安則築テ死〔フク〕田圣絹正□□

尋天中津□□□□太田切□□□□

瀧原ニ阿古連カ家捕天山男子糸連〔連〕□□

子取糸正〔ヲク〕と云男子ノ□□取天出也押出□□

(5・表)

(5・裏)

(4・表)

(4・裏)

〔反〕天トかにテ沙汰シ新ニテ沙汰シテ□□

(6・表)

□□止ト神リ□□

文取□□□□イウチ日照乃妻ヲ延□

(後欠)

(袋とじ冊子断簡)

(前欠)

(6・表の続きか)

□□元年 歲次 壬戌 八月二日

(紙折目)

〔益〕光壽 教好 重武 光真

(6・裏に当たるか)

伴安 則行 〔伴〕次 正近 高久

宗明 定依 〔實〕浄 □ 浄慶

久樂 宗祐 宗忍 高久之

先祖相傳之地之九

(事九)

◇タテ二五・五〇ヨコ一九〇の袋綴の冊子である。二六号と同筆なのでここに掲げた。末尾の袋とじ冊子断簡としたものは、6・表の後半と、6・裏にあたると思われる。この断簡の年号は、元年で壬戌は康治のみであるが、残画は旧体の亀に近い。

〔?〕当庄上下名字雖□

〔寺〕領也、百姓等不可□

〔時〕務□□□

〔文〕道理、上下両庄成□

〔不〕代以同前、然而百姓尚□

〔致狼〕籍之条、太以不可然、就□

〔文〕阿闍梨任成敗状旨□

〔寺〕道理、如本花王院□

〔罪〕也、向後致違乱輩□

〔科者、同前代可任下知状之□

〔文〕状如件

永仁五年 丁酉十一月十一日 □

〔所〕(花押)

◇八〇号―(1)に写しがある。

元 せウイ□山地売券 (三一―一四)

□サナツキリノタヒ□

ノ□□

□□□□ニホウキヤウ

六 預所某置文

(一一一)

花園上庄沙汰人百□

中南区有文書

シヤウシトノ

□□くサカモトノケクコ

□ヲカキル

□<sup>イ</sup>マタニクチヲノホリニナシノキ

ヲサカヒ ナシノキイ□

カキノキ □□□ナツキ□□  
ツクヘシ

ニシヲカキル オホカハラサカヒ

キタヲカキル サクレノタニナヲリ

ヲサカヒ

合壹貫三百文者

右サンチハ、ヨウヨウアルニヨリテ□

ユテワラノオトワウソウキヤウシトノ□

壹貫三百文ニ。トウサフラウトノ<sup>イ</sup>□

コトシチナリ、サラニタニムノサマタケア□

ラス、モシ、サイアラハ、ホムチキ一貫三□

ヲタシカニカヘシワタスヘシ、ヨリテコニチノ□

モンノタメ状如件

正安三年辛 八月十日

ウリヌ<sup>シ</sup> □<sup>シ</sup> せウイ□

コムタラ□□ユウ (略押)

ケムソ タウノオノサウサノオムハウ

言 花園庄上郷下司職補任状

(一一三)

□<sup>花園</sup>庄上郷□<sup>下</sup>

□<sup>下</sup>行音 □□

□<sup>下</sup>司職所補□□

□<sup>嘉</sup>元々年九月廿三日□□<sup>瑞</sup>

三 思空讓状

(一一五〇)

□<sup>端裏書</sup>持教處分事

議□<sup>与</sup>持教分色々處□<sup>分</sup>

合 追加泉州松葉池内小池田堵此分  
處分与了、文書同与之云々三月廿五日

一、六貫文、西院乘行房行供錢事 借状□  
在之

一、加地子錢借書一裏 志賀、鼻坂、散在輩□  
借書在之 但此内成下□  
二郎丸可進□□

一、用途拾貫文 自先年比為本畢、雖借与之  
今ハ處分ニ思向者了

一、刀祢名内余田半歩 四至本券ニ在之、下地一反半在□  
每年加地子一石五斗行之云々

□<sup>三</sup> 現米伍石、当年現納米内重テ可下行候由申含□<sup>了</sup>

以上色々

□ 毎年有宮仕勞之間、所思宛也、<sup>〔分〕</sup>  
孝養事、可令存知之状如件

元亨参年正月廿四日 思空□

持教房所

三 スイタイ山地売券

(三十一一五)

(前欠)

□<sup>〔舍〕</sup>□<sup>〔所〕</sup>前□

ニシカキル田ナヲリ  
キタカキルタニ

右件地ハ、スイタイカセソサ

ウテムノチ<sup>ナ</sup>。リ、シカルヲヨ

ミタルニヨテ、ヨウト〔ト〕ウニ□□

□<sup>〔三〕</sup>シラウハウサウサニウ

リハタスコトシチナリ

タノサマタケナクリヤ

チスヘキモノナリ

ノチニコノスヘトテサタヲ

イタサムモノワ、ヘチノサ

中南区有文書

イクハタルヘキシヤウ□<sup>〔七〕</sup>

タムノコトシ、後日セウ□<sup>〔七〕</sup>

タヘナリ □<sup>〔タ〕</sup> スイ□□

元亨四<sup>〔歳カ〕</sup>成六月十六日

三 シラウタラウ証状

(三十一一六)

□<sup>〔端裏書〕</sup>ユヤノムカイ

□<sup>〔二〕</sup>郎房上座<sup>〔湯屋〕</sup>□<sup>〔ムカ〕</sup>シラウハウサウサノユヤノ□□

□<sup>〔地〕</sup>イノチノコト、ノチニサタ□□<sup>〔テル〕</sup>

ヘカラス、コノサタヲシテユ□□

ノワホソノサタ□<sup>〔ヲ〕</sup>シテモノナ□

ヘカラス

五日サタノタメニシヤウ九<sup>〔七〕</sup>タノ五<sup>〔三〕</sup>ト<sup>〔後〕</sup>シ

□<sup>〔正〕</sup>シヤウチウカ子<sup>〔中元年〕</sup>カノトノ<sup>〔ヒツシ〕</sup>

シラウタラウ(略押)

三 久木夏衆等用途請取状

(二一五一)

□<sup>〔端裏書〕</sup>ハナソノ、カミノシヤウエ

二二 (一〇七)

花蘭上庄人々御ナカヨリ、御ヨウ(用)

トウタシカニウケタマワリ候イヌ(途)

又タナカノツ子ヨシサヌキノヤマタノ(讃岐山田)

シヤウ(庄) ヲナシキタカラタノシヤウ(財田庄)

ノウチエタシタテマツリ候モノ

ナリ、ソノヨシヲソチセラレ候ヘキモノ(存知)

ナリ、アナカシコク

元弘三年七月廿五日

(久木夏衆等)  
クキノケシウラ

クキノケムハチ

カトワキヒヤウエ

コノシヤウノウチ、イツレノシヤ(ウチ) □(ナ) リトモ

サタマリ候ワムヲモムテ、マツヲウタキ(大廳)

ノユヤタウヲツクルヘク候ナリ(湯屋堂)

三 法勝寺官令旨写

(花押)

(二一五三)

□伊國田中庄内□(絶)

□和泉國下□(并)

□門跡可致□

□勝寺宮□(法)

□執達如件□(仍)

建武三年三月廿一日□

花蘭侍従房□(館)

◇袖に大きく粗雑・稚拙な花押がある。

三 某垣内荒野去状

(前欠)

合壹所□(著)

四至 在本券文面

右垣内荒野等者、□(東)

家領源太左衛門尉□(先)

請返之由、難去被□(申)

貫文永代奉去渡□

不可有相違、可被知行□

出来者、可返本直物□(候)

本公驗染通去状如件

延元二年十二月一日

(異筆裏書) 院  
東禪□(院)

(二一五四)



〔下〕ノニ、ヨウトウニ貫文ニ

〔カキン

(後欠)

◇四〇号と筆跡が一致する。もと一通の断片とも思われる。

三 トロムネ売券断簡

(三一―一七)

(前欠)

□□

〔二百文ニエイタイ〕

□□タスコトシチナリ、後日

〔ノシヤウクタムノコトシ

〔ヤクヲウクワム子ツチノへ、十二月日

トロム子(花押)

チヤクシヨムハウ(花押)

四 二郎ハウ上座山地・田譲状 (三一―一八)

〔端裏書〕  
〔シラウハウソウサヨリノ文所〕

ユツリワタスシヨフンチヤウノコト

東子コハタノイワヲ、ノ□□大松エ、南子コハタノ

イワホミツホウソエ、ニシキツ子クイヲ又□

合 キタハヲウヲナリ

又ヌクイウエノ□一セマチ、又ヌクイノシリセマチ

三セマチ

右件ノ山地田ハ、二郎ハウ上座先祖相

傳私領也、然依要用有侍從□

限永代譲渡事実也、無他妨可□

知行者也、為後日證文之状如件

上座(略押)

曆應二年六月廿三日 チヤクシツル(略押)

三 二郎ハウ上座田・山地・屋敷譲状 (三一―二〇)

〔端裏書〕  
〔イエヤシキツルカユツリフミ〕

ユツリワタスシヨフムチヤウノコト

アサナミ子ノウシロヌカタフタセマチ

合一所者 サウサノシリヤウノフムナリ

右件(田)山地(等)トウハ、シラウハウサウサノセムソ

サウテムノチナリ、シカルヲチヤクシツル丸ニ

ユツリワタスコトシチナリ、タノサマタケアル

ヘカラス、リヤウチスヘキモノナリ、後日せウモム

ノシヤウクタムノコトシ



リヤクヲウ二年六月廿三日

サウサ (略押)

又一所 イエヤシキハフム

又二所 フイテノヒウラノカミノキレ、ヲナシクユツリワタスコトシチナリ

リヤクヲウ二年六月廿三日

サウサ (略押)

又一所 コテラノマエナカラサウサノシリヤウノフム、ヲナシクユツリワタスコトシチナリ

◇四三号と同筆。四一号とは筆跡が異なる。

三 二郎ハウ上座田・山地讓状

(三一一九)

(端裏書) ヲトホウカフミ

ユツリワタスシヨフムチャウノコト

合一所者 アリ、ナカミナミユヤノムカイ、ヒカシクエナヲリ、ミナミ子、ニシコヲナヲリイシ

ハナエ、キタタニヲチャウナリ

右件田山地ハ、シラウハウサウサノセムソサ

ウテムノチナリ、シカルヲイマヲトコノ

ヲトホウ丸ニユツリワタスコトシチナリ、タ

ノサマタケナクリヤウチスヘキモノナリ、後日

セウモノシヤウクタムノコトシ

リヤクヲウ二年六月廿三日

サウサ (略押)

又一所者 ウスキノタハ、ヒカシ子、ミナミコヲナヲリニシタイカ、キタナカフチノカシラノヲウイシナヲリ

ヲナシクコレモヲトホウ丸ニユツリワタスコト

シチナリ

リヤクヲウ二年六月廿三日

サウサ (略押)

チヤクシツル丸 (花押)

又一所 ユヤノモトノサウサノシリヤウノソノウ

ヲナシクユツル

四 花園侍従山地売券

(三一二二)

(前欠)

東カキルタイカイワカケ<sup>ミナミ</sup>□□ナカノホソヲ、□<sup>田</sup>

ホトヨリキレテニシノフトヲノタカツカエ□□

□<sup>田</sup>ニシカキルヲウミ子、北カキルセウカイノ□

(二行分欠損カ)

右件山地ハ、タウノヲトノ、セン一〔ツ〕

サウテンノチナリ、シカルヲ用ミアルニ

□□<sup>〔ヨテ用〕</sup>途二貫五百文ニクキノコン

タラウトノニウリワタスコトシチ

ナリ、シ、ソ、ン、ミ、ニイタルマテイ

□□<sup>〔ラン〕</sup>ヲイタスヘカラサルモノナリ

後日せウモンノシヤウクタンノコ

トシ

リヤクヲウ五年十月十七日

花菌<sup>〔侍〕</sup>待從  
花押<sup>〔花押〕</sup>

〔異筆裏書<sup>1</sup>〕  
四郎太郎殿ニウリワタス山地ノ四至ノコト

ア□□<sup>〔リ〕〔ナ〕</sup>カミナミノ井シリノ山地ホン〔ソ〕ヲ三□

カミノキシノフムヲ、四郎太郎殿ニウリ

□□<sup>〔ワタ〕</sup>シヲワヌ

貞和五年十一月日

〔異筆裏書<sup>2</sup>〕  
又此文書内地ヲ扇楠女ト一所除了

□ 永三年十一月十二日去了

〔異筆裏書<sup>3</sup>〕  
「イシリノチイン所、マコク」<sup>〔チ〕</sup>

コン□カミキシシモウス

◇異筆裏書のうち1・2は同筆。3は筆跡が異なる。

望 預所某奉書

□□<sup>〔上〕</sup>庄御公事□<sup>〔等〕</sup>

□□可致其沙汰□<sup>〔然〕</sup>

□□掃除等□<sup>〔人〕</sup>

□□<sup>〔先〕</sup>規候由百姓□<sup>〔等〕</sup>

□□<sup>〔被〕</sup>向後堅可□□

□□<sup>〔依仰〕</sup>執達如件

康永四年七月□<sup>〔廿〕</sup>

〔花押<sup>1</sup>〕 預所〔花押<sup>2</sup>〕  
◇花押<sup>1</sup>は花押<sup>2</sup>より大きい。

哭 花園上庄掃除人夫役免除状

□□<sup>〔免〕</sup>除 □□<sup>〔掃〕</sup>除 □□<sup>〔人夫〕</sup>役事

右於花菌上庄者、檜物等細々雑季役

異余庄依令勤仕、於大小人夫役者

□□<sup>〔自〕</sup>往古□□<sup>〔奉命〕</sup>勤□□<sup>〔世〕</sup>旨、先□□<sup>〔除〕</sup>度々免□□

□□<sup>〔遵〕</sup>明白之上者、向後又不可有相□□

者也、仍任諸衆御評定、免状如件

正平七年六月□□□□<sup>〔預〕</sup>法師宗遍〔花押〕  
行事入寺篋有〔花押〕

〔年預〕  
□□阿闍梨仁鈿〔花押〕

〆 坂上兼澄言上狀

（二一五八）

〔端裏書〕  
坂上兼澄 花園下庄下司職事

花茵平六左衛門尉坂上兼□□言上

欲早蒙座主御下知、令還□□□□

紀伊國花茵下庄下司□□□□

副進

一通 御教書案延元二年八月廿一日

右下司職者、為兼澄外戚相傳由緒之地、去延□□□□

八月廿一日賜久我内大臣律師御房御教書□□□□

相違之處、同國阿弓河庄住人左衛門□□郎□□知□□

五年無謂令知行彼職之間、則可訴申之□□

訴訟之計會暫閑是之刻、件□□□□郎去年□□

他界畢、彼跡相續之仁依有罪科地下人等成一味□□

追放当庄畢、然間彼下職為□□

且依先祖相傳之道理、宜任延元□□

〔紙繼目〕裏花押

本職者哉、抑兼澄自元弘之最初迄□□

既年久令俗所々恩賞之跡、世□□

〔司脱力〕  
彼下職事預急速之御下知□□□□庄家□□

〔紙繼目〕

恐々言上如件

正平十年五月 日

〔同筆奥書〕  
在判

紀伊國花茵下庄下司職事、任

道理可被宛行平六左衛門尉□□

由、可経御

奏聞旨久我内大臣律師□□

仰候也、仍状如件

延元二年八月廿一日 法眼□□

〆 權預沙汰人等連署起請文 （二一六二・五九）

敬白

右□□

事□□及合戰、自諸衆御方任□□

下知□□申上者、於自今□□後者、□□

存其□□者也、若此條偽申者

奉始□□尺四大天王、惣日本国中小諸□□

殊別(丹)(生高)(野) 兩所權現(十)(三)(主)(子)(伴)(高) 百廿判(巳)(違)

大師遍(昭) 山護法善神(御) 治罰於蒙(巳)(違)

執身上(犯)(現世) 白癩黒癩請重病、當來落(無間)

大城底(戀)(不)(有) 可(如) 出期之狀(知) 件

(正)(平)(午) 一年十月廿一日 權預沙汰人見正(花押)

惣(花押)

拜(正)

◇上下二つの断簡に分れているが、一、二文字分補えば一通となる。

兎 上仁和寺庄田数注進状

(二一六〇)

注進 上仁和寺庄惣田畠目六事

合

四十五丁内

十八丁二反半一四歩 年々くゑ井ち  
はまなり つゞみの下ち

のこる廿六丁七反小四十六歩内

畠 二丁六反

早田 三丁四反大

晩田 二十丁六反大四十六歩

右注進如件

正平十二年壬七月 日

公文(花押)  
下司(花押)

吾 花園下庄中預所等所領安堵下知状 (二一六一)

(下) 知

(團) 下庄内新村故平六左(衛)

家尼公藤内男罪科之

(無) 実、雖被罪科彼尼(公)

之由道乘房依被申開

(堵) 畢、此上者彼私領并(庄)

(通) 等、向後不可有子細者

(庄) 家宜存此旨敢勿令(違)

下知如件

正平十四年十二月十七日 中預所永

(預) 所(花押)

三 祐興宛某地頭職等讓状

(二一五七)

讓(与)

伊豆國真宮郷地(頭)

常陸國多珂郡内

村等地頭職

信濃國漆田内屋<sup>〔敷〕</sup>

右所々相副次第證<sup>〔文〕</sup>

守祐興也、頭祐相共成合<sup>〔体〕</sup>

仍所讓与如件

正平<sup>〔十六〕</sup>年五月<sup>〔五〕</sup>

三 あらかわの四<sup>〔契〕</sup>契約起請文

けいやく申ちう<sup>〔条〕</sup>くの事

右のけいやく状ハ、きやうよりの<sup>〔も〕</sup>

あ<sup>〔い〕</sup>たかいにおと<sup>〔義〕</sup>のきをそ

し、わたくしハなれ申候まし<sup>〔ん〕</sup>

に事にもこゝろをおき<sup>〔な〕</sup>

れ申候まし<sup>〔候〕</sup>くのけいやく<sup>〔の〕</sup>

うもんをさ<sup>〔め〕</sup>げ候

右きしやうものいしゆハ、おと<sup>〔の〕</sup>

をやふらハ、上ハほんてんたいしや<sup>〔の〕</sup>

たいてんをう、下ハゑんまほうわ<sup>〔の〕</sup>

ことにハにほんこくちうたいし<sup>〔の〕</sup>

しよしん、へんしてハたんしやう<sup>〔別〕</sup>

(二一六五)

や三たいめうしんの御ハち<sup>〔野〕</sup>

のうへにかふり、こんしやうにてハ<sup>〔を〕</sup>

やくらいのやま<sup>〔ま〕</sup>をうけ、らい<sup>〔を〕</sup>

て<sup>〔に〕</sup>むけんのそこにをち<sup>〔を〕</sup>

よんで状くたりことし

貞治五年五月十四<sup>〔日〕</sup>

あらかわの四<sup>〔契〕</sup>

わんみち<sup>〔の〕</sup>

三 ミネノミットノ畠売券

コノホムケンナクラ<sup>〔契〕</sup>

(三一二三)

ウリワタスハタケノコト

ヒカシカキルキシ、ミナミカキルウエ<sup>〔契〕</sup>

ニシカキルキシナヲリ、キタカキルミ<sup>〔契〕</sup>

コノチワ、ミ子<sup>〔ネ〕</sup>ノミットノカチナ<sup>〔契〕</sup>

ヨウノアルニヨンテ、カトノタユト<sup>〔契〕</sup>

ヨウトウ二百文ニウリワタスコ<sup>〔契〕</sup>

シチナリ、ノ一<sup>〔チ〕</sup>サマタケアルヘカ<sup>〔契〕</sup>

セウクタリノコトシ

ツチノトノ  
正平廿四年七月三日ミットノ  
トリ

〔略押〕

吾 相折帳

(前欠)

(四一五〇)

建徳二年井<sup>カ</sup>十<sup>目</sup>

石二斗 サカ<sup>シ</sup>

三石三斗 トキリヤウ

八升 アフラ

六斗 ミソ

二斗五升 シヲ

十二ソク アシタ

十二ソク シヤウリ

ミツヲケ 六

ヒサコ 四 サイヲケ六

ヒツ 二 カウヲケ五ソ<sup>〇</sup>

三斗 モチ

クワシハ入定

野河庭被・四ヶ沙汰人請状案

〔御〕<sup>名</sup>沙汰<sup>居</sup>落

〔候畢、依之〕

候者、何様之義出来共此方<sup>義</sup>

其子細不可有候、若此事出来者

野河之庭被并四ヶ之沙汰所へ

承取申出候ハン人を、当所を上方シ

其<sup>〇</sup>を罪過候て御内ニおき候て其<sup>〇</sup>

一分之不可有候、又其方之代メ此<sup>〇</sup>

子<sup>孫</sup>孫おき候ても、此事出来候ハ、

〔に其子細不可有候也、依<sup>〇</sup>〕

〔請状如件

〔中二年<sup>癸卯</sup>卯月七日

庭被有<sup>判</sup>伴

四ヶ沙汰人有伴

各々御信可有

公文侍従紛失状

〔端裏書〕  
カトノフシチシャウ

タテ申フシチシヤウノコト

右件カサイハ、文中二年<sup>〔十一月〕</sup>□□□□

三日カサイニ、テウツノモムシ

ヨヤキウシナウ、ソレニツキ□□

ムラウケハムヲ□□□シ□□

ヤウカコトモ、イチソクソウリ

ヤウカキニテワケケ□□□□

コレヲ本ケムトモチイヘシ

文中二年十一月廿一日

公文侍従(花押)

□□□□<sup>〔頼〕</sup>  
□□□□<sup>〔花押〕</sup>

(以下、裏面に記す)

マツノモトノ入道(略押)

イセイノコムノカミ入道(略押)

タニノキヤウシ入道(略押)

イセイノクラウタイウ入道(略押)

◇五七号・五八号・六三号・八六号・八七号と同筆。

五 トラマツ女山野売券

(三一―二五)

合一所者、アサナ花菌下庄

中南区有文書

アタラシニシノモリノヒカシ

サムヤ、ヒカシホソヲキクキヤウ

カチサイメ、ミナミヨコミチ、ニシ

カウヤ□□<sup>ヲナヲリ</sup>タウ。キタハヲトサフ

□□<sup>〔ラウ〕</sup>タイウカチサイメ、右件

チハ、トラメツ女カセムソノチナリ

シカルヲヨウノタルニヨテ、ヨウ

トウ百文せウナコムトノニ、ナ

□□<sup>〔カ〕</sup>クウリワタシタテマツルコト

シチナリ、後日せウモムノシ

ヤウクタムノコトシ

文中三年正月十五日 トラマツ(略押)

六 銭請取日記断簡

(四一―五九・一六三)

<sup>〔端裏書〕</sup>  
ウケトルセニノニムキ

文中三年七月□□日□□貫文ケム

七貫文サコノタラウモツ

二貫文ヒコシ□□

(後欠)

(前欠)

三一 (二七)

三百文ユテワラノシラウトノ 二百三十ト□□

七百コソテムトウイム 二貫文ライケトノ□□□□百

◇前後二つの断簡になっているが、紙幅からみて中間に欠落のある一通とみられる。

亮 法印了算栗栖川谷充行状

(一一二)

(端裏書)  
「サイシヤウ井ム」

充行 栗栖川谷事

右件栗栖川谷者、宗明

先祖相傳之上者、知行不□□

相違者也、然間任調度之

文書并親父讓状之旨

向後者、可為眼惣房之知行

之由所候也、仍執達如件

文中三年甲寅八月廿五日

法印了算(花押)

◇六六号・八二号と同筆。了算は『紀伊統風土記』所収「山主檢校次第」によれば、第二三世として建徳二年十二月〜文中三年十一月の間、在任した。

六 法印了算栗栖川谷充状

(一一二)

(仰下)  
□□ 栗栖川谷□□□□(充) (状專)

(右件)  
□□ 栗栖川谷者、雖為下庄

(内自)  
□□ 往古下司後地トシテ知行

(無相)  
□□ 違者也、然間任親父讓与状

(向)  
□□ 後者、可為眼惣房之知行之由

(所)  
□□ 候也、仍執達如件

文中三年甲寅八月廿五日

(法)  
□□ 印了算(花押)

◇六二号と同筆。

六 法印了算栗栖川村充状案

(一一三)

(仰下)  
□□ 栗栖川村充状事

(右)  
□□ 件栗栖川村者、雖為下庄(内)

自往古下司後地トシテ知行

(無)  
□□ 相違者也、然間任親父

(讓) (状向)  
□□ 後者、可為眼惣房(之)

(知)  
□□ 行之由、所候也、仍執達(如件)

文中参年甲寅八月廿五日

法印 了算



三 法印了算花園上庄下司職充状

(一一一〇)

〔花蘭上庄下司〕<sup>〔職〕</sup>

□職者、任往古重代文書、恒例□

〔御公事等、無相違可〕

〔件〕  
□沙汰之由、所候也、仍執達

〔文〕  
□中三年甲寅八月廿五日

了算(花押)

三 公文侍從紛失状

(一一六九一一)

サタムカトノフシチノコト

右件ノフシチハ、ヒヤ□コトノ□<sup>〔モ〕</sup>

クモムノコムニヨリテ、アタラ□<sup>〔キ〕</sup>

□ハラウキサミニ、コノモ□<sup>〔キ〕</sup>

□ウシナウナリ、モシカ□<sup>〔シヨシ〕</sup>

□ヨトテイタサム人ハ、□<sup>〔モムシ〕</sup>

□トニテ候ヘキヨシ、ムラウト<sup>〔ヒ〕</sup>

□タムルトコロナリ、後日シヤウ<sup>〔サ〕</sup>

□タムノコトシ<sup>〔ク〕</sup>

文中三年十二月三日

中南区有文書

キノヘトラ<sup>〔從〕</sup>  
公文侍□

(一一七〇)

三 藤内起請文

〔端裏書〕  
〔藤内状〕

敬白 起請文事

右意趣者、眼惣御房ニムケマイラセ

テ、不忠ハラクロヲ不可存候、又於

向後モ、人ヲ不。憑申者也、若<sup>〔可〕</sup>

此条当座ノ難ヲ為遁ニ偽申者

奉始 梵天帝尺四大天王

惣日本国中大小諸神大師明神

両界諸尊御治爵お、於藤内身上

罷□テ、現当二世不可有冥加<sup>〔蒙〕</sup>

之状如件

天授元年七月十七日 藤内(花押)

◇六五号と同筆か。

三 法印有遍栗栖川谷充状

(一一一四)

仰下 栗栖川谷充状事

右件栗栖川谷者、雖為花蘭下□<sup>〔尾〕</sup>

三三 (一一九)

内、自往古下司之後地トシテ知行<sup>〔無相〕</sup>

違者也、然間任往古道理、相<sup>〔副〕</sup>

<sup>〔先〕</sup>寺務最勝院之<sup>〔下〕</sup>知状、如親<sup>〔父〕</sup>

<sup>〔之〕</sup>、於向後者可為眼惣房之知<sup>〔之〕</sup>

由所候也、仍執達如件

天授元年七月廿六日預所有源(花押)

法印有遍(花押)

◇有遍は「山主檢校次第」によれば、第一二四世として天授元年六月〜同二年三月の間、在任した。

奏 法印有遍栗栖川谷充状案

<sup>〔仰下〕</sup> 栗栖川谷充<sup>〔状〕</sup><sup>〔事〕</sup>

右件栗栖。谷者、雖為花菌

下庄内、自往古宗明<sup>〔先祖〕</sup>

相傳之上者、知行無相違者

也、然間任往古道理、相副<sup>〔工〕</sup>

先寺務最勝院之下<sup>〔知状如〕</sup>

親父讓与之状、於向後者、可為

眼惣房之知行由所候也、仍

執達如件

天授元年七月廿六日 預<sup>〔在判〕</sup>

法印有遍在判

奏 花園下庄百姓訴訟事書案

(一一八九)

<sup>〔端裏書〕</sup> ハナソノ、百シヤウノコトカキ<sup>〔臨〕</sup>

リンシヒヤクシヤウノナケキノセウノコト<sup>〔時百〕</sup>

一、リンシヤクノフノコト<sup>〔臨〕</sup>

一、ソマキノフクイリノコト<sup>〔時役〕</sup>

一、カウヤニテヲサムルモノヲ、サトヘヲサムルコト<sup>〔高野〕</sup>

一、タウミヤノキヲ、キリメサル、コト<sup>〔堂〕</sup>

一、アツカセトノ、二タイト御カ、リノコト<sup>〔預〕</sup>

一、ツカイ、二タイカクマシキコト<sup>〔使〕</sup>

一、ヲウツカイ、クタサルマシキコト<sup>〔大〕</sup>

一、リヤウツカイノヲウセニ、シタカウヘキコト<sup>〔兩〕</sup>

一、ワウレイヨセサタ、ト、メラルヘキコト<sup>〔往例〕</sup>

クワムセウイムノレイノコトク、アムトクタ<sup>〔勸〕</sup>

サレ候イテ、サタマレルトコロノ御クウシ<sup>〔定〕</sup>

ツトメ候ヤウニ、御サタメ候イテタマハリ<sup>〔勤〕</sup>

候ハ、カシコマリ入候ヘク候<sup>〔畏〕</sup>

◇六八号文書のもとになった百姓訴状写と思われるので、欠年ながら、前に配した。

六 花園下庄百姓訴訟事書 (一一二七・二一七二)

(端裏書)  
「御」ハメンシヤウ

花菌下庄百姓 □□□□ (訴訟事)

(破レ目)

- 一、預所殿二代ツ、ケテ不可有御持事
- 一、於高野山納物ヲ、方々里ニテ被納事
- 一、不背御下知處ニ、無左右被大使下事
- 一、無道理ワウレイヨセサタ及強々事
- 一、堂宮ノ樹木ヲ直ニ被召切事
- 一、兩使之可随仰事
- 一、不可有ヤトイ夫之事

天授元年乙卯十月一日中預所有 □ (簿)

七 花園下庄百姓訴訟事書案 (一一七二)

(前欠)

- (一) 不(背) 御下知處、□ 左右被下 □□□□ (無) (本)
- 一、無道 □□□□ (理) (イ) ヨセ沙汰及 □
- 一、堂宮樹木ヲ直被召切事
- 一、如勸乘院寺務時如被定可為 □

一、兩使之可随仰事

一、不可有ヤトイ夫事

七 中預所有算裁許状案 (一一一六)

(端裏書)  
「沙汰所下司状案」

- 花菌上庄下司職相論事
- 兩方文書等令糺明之處、京覺
- 無手次相傳之文書等之上者、如 □ (本)
- 侍從殿任調度文書道理、可有
- 知行之旨、令下知者也、庄家 □□□□ (沙汰人)
- 百姓等、令此趣存知、如先規可随
- 所役之状如件

天授元年乙卯十月一日中預所有算 在判

上庄沙汰人百姓等中

◇七五号・七六号・七八号・八〇号と同筆。

七 有算書状 (一一三六・三五)

- 御ふみ委う □□□□ (給候) (け) め、さてハ
- (高野) かうやよりの下文の事、
- (後) 慈 けんけうの御房法 □□□□ (印) 下文にて

も候ハ、これにて観義房にも

申合候て返事申へく候

ゑとも、あつかせせんすゐん

よりの下文にて候よしうけ

給候、いまの□返事後の

沙汰にもあい候はんする□□にて

候間、御□□よりも仰たんせ

られ候て、御返□ある□

この次に、此間の□

(紙継目)

委預所方へも、御注進あるへく候

又、今までハ別の御事なく候へ

は、返々悦□□、又くきの下司

職事、預の中へいたし候か

なんとうけ給□、御心得のため

かやうに申候、なに事もほとちかく

候へハ、細々にうけ給候へく候、委

観義房方より申へく候、あなかしこ

三月十三日

有算(花押)

眼惣御房

(切封上書)

眼惣御房

有算

◇七一号・七二号・七三号は有算書状、七四号は筆跡が異なる。いずれも欠年であるが、内容上七六号の下司職相論の裁許と関係があると見られるので、日付順に一括して掲げた。

三 有算書状

(二一七八)

又御とし□□の御□

ハ□いかや□に御□□□

候やらん、御ころもとなく□

□さと人をまいらせ候、さて□

□すたとのへくれく申て候し

□、いかやうに御はからい候やら□

□まいそき御入なく候とも申

□せうふんをハ、さうを

□たく候、さふらうのと申

□ハんするやらん、くハしくこの

御返事にうけ給ハリ候て

□たとのへ、さうを申へく候

□のにもよくくおほせあわ

- れ候て、うけ給候へく候、くはう
- りも、れうそをも御さた候
- んするまで、おうのへんにてけい
- くをも申へきよし申されて候
- 御入候かとて、まち申候へとも、その
- なく候、かやうの事も、やかて御かへり (以下、裏面に記す)
- とも、ふんを御入候へかし申
- わせ候て、やすたとのへもくハしく
- したく候、御さうもなく候へハ
- 身から、つゝなき事を申
- いるやうにおもわれ候はんする
- いたミ入候、なをくいまいそき
- なき人御入候ハす候とも
- るしかるましく候、まつ一日
- しあわせこしふんの御けい
- ハ、いそき候てよく候へく候
- の事を申候て、のちに
- ゆミもあわす候へハ、身のため
- はゝいたミにて候、くハしく
- け給ハリ候て、やすたとのへ

□候へく候、あなかしこ

卯月廿七日

有算(花押)

けんそうの御房

(切封)

三 有算書状断簡

(二一八〇)

(前欠)

□ふんも御入候て、御らんし候

□せ□□□□□つ申うけ

□りたき事も候、御入あるへく候、

□□□□□候へハ、くハしく

□候、□をくいかやうにとみ

□へつのかへて申候事

□つの御はからいある

□□□ら□<sup>ふ</sup>せい

□に申候とも

□ましく候

□くハしく申候

□<sup>有算</sup>花押

四 某かな書状

(一一三四)

くきの三位殿かあとの

下司志ぎの事に□□□

百しやうお、したか□□てせ

められ□□とに、てうさんす

へきよし申候、さ□□に候

てへ、あ□□ら神□□□□

かくへ□□、まつか□□お

へ、さしおきて、百しやう

□□あんど□□させら□□□□

さんしや□□にて、も□□よの

たうりにまかせ□□

せられ候□□候、と□□

き百し□□おかせ□□

ともた□□□□

天授二カ  
壬七月廿六日

はなそ□□  
中□□

□□所

◇天授二年は閏七月のある年であり、内容的にも七六号と関係するので、天授二年と推定した。

五 寺家宿老連署裁許状

(一一二二・二〇)

□□事

□□庄上庄下司職、□□

□□依寺家宿老之□□

□□儀落居畢、上庄内以大□□

□□殿之跡、賢順可令知□□

□□司職者、眼惣房可被□□

□□違乱者、雖為何□□

□□證、連署之状如件

(破レ目)

□□九月八□□

阿闍梨 仙基(花押)

阿闍梨 有源(花押)

◇二つの断簡になっているが、内容上はつながり、七六号・七七号の正文にあたると思われる。

六 寺家宿老連署置文案

(一一一七)

□□連署案

定 連署事

右就花菌庄上庄下司職、雖有

相論之子細、依寺家宿老之評定、

以折中之儀落居畢、上庄内以大瀧

村、為三位殿之跡賢順可令知行、其余

之村、下司職者、眼惣房可被管領、

若背此旨致違乱者、雖為何方、可被處

罪科、仍為後證連署之<sup>〔狀如〕</sup>□□件

天授二年<sup>丙辰</sup>九月八日

□<sup>〔入〕</sup> □<sup>〔阿〕</sup> □

宅 寺家宿老連署置文案

(一一九表)

<sup>〔端裏書〕</sup>  
<sup>〔和〕</sup> □談案

定 連署事

右就花蘭庄上庄下□□<sup>〔雖〕</sup>有相論之□□<sup>〔子〕</sup>

依寺家宿老之□□<sup>〔評〕</sup>、以折中之儀□□<sup>〔落居畢〕</sup>

上庄内以大瀧村、為三位殿之跡賢順

令知行、其余村、下司職者、□□<sup>〔眼〕</sup>□□

被管領、若背此旨致違乱者、雖為何□□<sup>〔方〕</sup>

可被處罪科、仍為後證連署之狀如件

天授二年<sup>丙辰</sup>九月八日

入寺有算在□<sup>〔判〕</sup>

阿闍梨仙基在□

阿闍梨有□□<sup>〔源〕</sup>□□

◇七九号と表裏に書かれた走り書き風の控。七九号と同筆。

宅 賢順請文案

(一一八)

契約 高野山御領花蘭上庄下司職事

右就當職、雖有相論之子細、為寺家之御沙汰、

□<sup>〔可〕</sup>令和談之由御評定□□<sup>〔問〕</sup>、以大瀧村下司

職領掌申上者、於其餘村、下司職者

向後更不可成協望<sup>〔競〕</sup>、若万一賢順

并故三位殿遺跡之輩、雖有申子細

一切不可被叙用、於大瀧之外下司

職者、不可致違乱煩者也、仍為未來

龜鏡契狀如件

天授二年<sup>丙辰</sup>九月八日 賢順在判

宅 賢順請文案

(一一九表)

契約 高野山領花蘭上庄下司職事

右就當職、雖有相論之子細、為寺家之御沙汰、□

令和談之由御評定之間、以大瀧村下司<sup>〔職〕</sup>

領掌申之上<sup>〔者〕</sup>於其<sup>〔餘〕</sup>村<sup>〔者〕</sup>向<sup>〔後〕</sup>下司職<sup>〔者〕</sup>

更不可成協望<sup>〔鏡〕</sup>賢順并故<sup>〔若方〕</sup>位殿<sup>〔三〕</sup>

遺跡之輩、雖<sup>〔有〕</sup>子細、一切不可被叙

用、於大瀧之外下司職者、不可致違<sup>〔乱〕</sup>

煩者也、仍為未來龜鏡契狀如件

天授二年<sup>〔丙〕</sup>九月八日 賢順在判

〇 花園庄庄官職補任文書写

〔斷簡A〕

〔前欠〕

〔1 下司職補任狀案〕

補任 花菌御庄下司職事

長尾貞房

□<sup>〔右〕</sup>件職以補任□□□□<sup>〔狀〕</sup>如件

承和十一年十月 日

預所大法師實賢在判

〔2 下司職補任狀案〕

補任 花菌御庄下司職事

僧香久

右件職彼以補任被了、公事懈  
怠無可沙汰狀如件

元慶三年六月

□<sup>〔預所大法〕</sup>師實<sup>〔在判〕</sup>……<sup>〔繼目裏花押〕</sup>

〔3 下司職補任狀案〕

□ 菌御庄下司職事

□ 尾貞清

□ 人以補任被了、先祖任

□<sup>〔如〕</sup>件

□<sup>〔延〕</sup>喜十二年十一月 日

□<sup>〔師〕</sup>良賢大徳在判

〔4 下司職補任狀案〕

□<sup>〔補〕</sup>任 花菌御庄下司職事

□<sup>〔僧〕</sup>龍見

□<sup>〔右〕</sup>件以人、補任被了之狀如件

承久二年四月 日

預所 大法師蓮浄在判

〔5 行事職相伝次第〕

万益 光寿 教好 重武 光真

□<sup>〔伴〕</sup>安 則行 伴次 延近 高久



〔明〕 定依 淨実 淨慶 久樂

(繼目裏花押)

(後欠)

(断簡B)

(前欠)

〔6 高久讓状案〕

□□□□□□□□長峯 大瀧

右件高久之地者、金剛地之寺尾

依上ハ、宗明ニ處分シワタスコト実也

〔寺〕□尾ヨリ下ハ、ヲト、ノ女子字延命ニ處分シ

ワタスコト実也、他人ノサマタケ不可有

〔粟〕□栖川谷ヲハ除、太郎ニ宗明ニヌイテ

□テ行

長久元年歲次庚辰三月八日 高久在判

〔7 下司職補任状案〕

補任 花菌庄下司職事

上座良増

右以人任彼職、庄家宜承知、不可

違失之状如件

寛元二年十一月五日

預所 山籠在判

(繼目裏花押)

〔8 預所代職補任状案〕

〔下〕□花菌御庄官百姓等中

補任 預所代職事

僧良増

右件職、粗依有先例、所補預所代職也、

庄家宜承知、沙汰人百姓等成一味和合之

思、勿違失故下

寶治元年十月廿四日

檢校法橋上人位在判

〔9 下司職補任状案〕

花菌上庄下司職事

僧淨真

〔右〕□以人被任彼職、庄家宜承知勿

違失以下

正嘉二年五月日

預所 山籠在判

〔10 下司職補任状案〕

補任 花菌上庄下司職事

坂本上座所 (繼目裏花押)

右以人補任、庄家宜承知、不可違失  
故補任如件

弘安三年卯月十二日

預所在判

〔11 預所下文案〕

〔下〕花菌上庄沙汰人百姓等中

右當庄上下、名字雖為各別同一庄寺領也

百姓等不可有□私相論、其上花王院

寺務之時、預所任證文道理上下兩庄

成敗畢、当代以同前、然而百姓尚不隨

所勘致狼籍之条、太以不可然、就中預所

□證房阿闍梨任成敗狀旨者当代下□

□證文道理、如本花王院寺務之時

可守例者也、向後致違亂輩出來者

於罪科者、同前代可任下知狀之旨

仍為後日證文之狀如件

永仁五年十一月十一日 (繼目裏花押)

預所在判

〔12 下司職補任狀案〕

在御判

花菌庄下司職補任事

僧常一

以右人補彼職、以此之趣庄家宜可

承知之狀如件

正安三年十一月九日

預所大法師在判

〔13 下司職補任狀案〕

花菌上庄下司職事

堂尾別当

右職者、堂尾別当依為重代、補改替

得上座法師、所補任也、向後更不可有

相違之狀如件

正安三年十二月廿四日

預所大法師在判

(繼目裏花押)

(後欠)

(斷簡C)

(前欠)

〔14 高久讓状案〕

□こと

□下□□□はけ候いへとも、宗明

□る□よりて、<sup>(宗)</sup>そう明□

□はたす事実□□<sup>(下)</sup>ハ女□

□らかうしを□□□□<sup>(上庄)</sup>て□<sup>(そ)</sup>

□<sup>(り)</sup>をせさ□

□やう□ち□□<sup>(の)</sup>□

□参百文米七升□

□り、をのくこれを□□□これを

□ものハハこゝろをいたすへし

□さまたけなく、上下庄□<sup>(宗)</sup>

□分することしちなり<sup>(美)</sup>

長久二年二月十八日 高久在判

〔15 別当職補任状案〕

□ 別当職事

僧良増

□人為別当職、庄家宜承知

□違失之状如件……………(継目裏花押)

寶治二年卯月日

□<sup>(預)</sup>所在判

〔16 下庄惣講師職補任状案〕

□<sup>(任)</sup>花菌下庄惣講師職事

範秀

□<sup>(必)</sup>人、任高久讓□□□□<sup>(号)</sup>□<sup>(職)</sup>

□<sup>(件)</sup>

康永二年癸未九月□

□<sup>(預)</sup>所在判

……………(継目裏花押)

(後欠)

(一一二四)

二 法印聖算栗栖川村充状

仰下 栗栖川村充状□<sup>(專)</sup>

右件栗栖川村者、雖為□□<sup>(下)</sup>□<sup>(庄)</sup>

内、自往古宗明先祖相傳□<sup>(之)</sup>

上者、知行無相違者也、然間

任親父讓状之旨、向後者

可為眼惣房之知行之由所候

也、仍執達如件

永和三年三月十八日

法印聖算(花押)

◇聖算は「山主檢校次第」によれば、第一二五世として永和二年四月〜同四年春の間、在任した。

△ 法印聖算栗栖川村充状案

(一一二五)

仰下 栗栖川村充状事

右件栗栖川村者、<sup>〔為〕</sup>□<sup>〔雖〕</sup>□。下庄

内、自往古宗明先祖相傳□<sup>〔之〕</sup>

上者、知行無相違者也、然間

任親父讓状之旨、向後者

可為眼惣房之知行之由所候

也、仍執達如件

永和三年三月十八日

法印聖算在判

△ 法印聖算栗栖川村充状

(一一二二)

<sup>〔端裏書〕</sup>  
<sup>〔三〕</sup>「サムサウイムノトキノクルスカワクニフ」<sup>〔口入〕</sup>

仰下 栗栖川村充状事

右件栗栖川村者、雖為下庄□<sup>〔内〕</sup>

自往古下司後地トシテ知□<sup>〔行〕</sup>

無相違者也、然間任親父讓□<sup>〔与〕</sup>

状、向後者可為眼惣房之知行□

由所候也、仍執達如件

永和参年三月十八日

法印聖算(花押)

△ 栗栖川村充状断簡

(一一二六)

仰下□<sup>〔栗〕</sup>

右件栗□

自往□<sup>〔吉〕</sup>

(後欠)

△ 花菌上庄下司職補任状

(一一三三・二一七五・一一三三)

<sup>〔端裏書〕</sup>  
□ノ□ニフ

□任 花菌上庄下司職事

(破レ目)

〔僧〕  
〔範秀〕

〔破レ目〕

□□人補任彼職、□□〔庄家〕

□□承知之旨所候也

□□〔執〕  
□□達如件

永和參年三月十八日

〔中〕  
〔預所〕大法師仁算〔花押〕

◇三つの断簡に分れているが、紙質・筆跡から一通と判断した。

△  
ママサイ田売券

〔三十二二八〕

〔端裏書〕  
「マツヲノ文ソ」

ウリワタス田事

合一所者 花園中南松尾せ

マチ、タミノソノシタ〔下〕

右件田ハ、カトノママ□□〔サ〕イカ〔セ〕ムソ

サウテムノチナリ、ヨウク□□〔ア〕ルニ

ヨムテ、イセイノウマノタラウ□□

ウ。ヨ。トウ六百、ウリ□□〔ワタスコ〕ト

シチナリ、タノサマタケナクリヤウ

チスヘキモノナリ、ヨム□□〔テ〕日せウ

中南区有文書

モムノシヤウクタムノコトシ

天授五年四月十日□□〔目〕

ママサイ〔略押〕

△ ヒメヤシヤ田売券

〔三十二二九〕

〔端裏書〕  
「カトノケム花園」

ウリワタステムチノコト〔田〕地

合一所者 花園中南カトノヒカシノ□□〔せ〕〔マ〕

ナカセマチ一所、マツヲフタ□□〔田〕〔野〕  
チ、タ山ヤアリ

右件田ハ、コリキノヒメヤシヤカセム□□〔ア〕

サウテムノチナリ、シカルヲヨウク

アルニヨテ、カトノママサイトノニ

ヨウトウ一貫五百文ニ、エイタ

イヲカキテウリワタスコトシチ

ナリ、タノサマタケナクリヤウチ

スヘキシヤウクタムノコトシ

天授五年卯月廿四日

ヒメヤシヤ〔花押〕

ヒムシ〔花押〕ハムシウ〔花押〕

四五 〔三二二〕

久木庄百姓等連署状断簡

(一一二八)

(前欠)

□□□□<sup>(入)</sup>

□□テ□□往古事ニ□□

□□候状如件

天授五年壬四月廿五<sup>(日)</sup>

久木庄百<sup>(姓)</sup>

力□

弥□郎□

善性□

源□

□□<sup>(五)</sup>

◇九〇号と同筆。

栗栖川百姓等連署請文

(一一二九)

□□□□<sup>(端裏書)</sup>

□□□□<sup>(ルス)</sup>カワ百姓御公□□□□<sup>(事)</sup>

一、□□垣内 一、藤九郎垣<sup>(内)</sup>□□□□テウサム仕候ウエハ、一エ□

□シムタイナリ、モイツレ<sup>(シ)</sup>□□□□<sup>(入)</sup>ノアトハ、御シムタイ

候ヘシ、百姓一義ヲ申マシク<sup>(候)</sup>

右件ノ子細ハ、クルス川ノムラハ上庄ノ下司ノウシロ地トシテ<sup>(後)</sup>

眼惣御房一エム御シムタイノトコロナリ、シカルウエハ、イカ

ヤウナル御クシ<sup>(公事)</sup>ニテ候トモ、百姓ニカナウホトノコトヲハ、ツ

カマツリ候ヘシ、モシ此事一事ニ<sup>(テ)</sup>□□トモ、ソムキ申事

候ハ、

奉始 梵天帝尺四大天王、惣日本国中大小諸神、殊当庄

鎮守丹生高野両所權現十二王子百廿伴部類眷属

神罰冥罰お罷蒙違執<sup>(犯カ)</sup>身上、現世請白癩黒癩重病

當来倒無間大獄底、不可有出期之状如件

天授五年<sup>己未</sup>八月十三日 念仏房(略押)

トウフツ(略押) マタ九郎(略押)

ヒコ三郎(略押) イヤタラウ(略押)

マコ太郎(略押) マエノマコ太郎(略押)

ヒコ五郎(略押)

コノウエハ、一ツウノキシヤウハ御マエニテヤキテタマワリ候、一

ツウヲハマイラセラキ候、コノムラハ下庄ノ内タリトイヘ

トモ、チヤク<sup>(嫡子)</sup>シム子<sup>(宗明)</sup>アキラカユツリサウテムノム子ニ

マカセテ、如此ウケ申候

源宗房宛某讓狀断簡

〔端裏書〕  
ケムソウハウカ□ヨ□

配分 處分□

(三一三〇)

フミノ□□ウクタリノコトシ

トラ女

天授六年申十一月六日

右所令伊勢之□

木二本、辻□

充行源宗房□

天授五年□

二 トラ女請文

〔端裏書〕  
トラ女ウケフミ□

トラ女カウケフミ□□□

シヨシコメモ候ウエワ、□□ヤノ

コケチニマカセテ、ヤイエヤ

敷私領 文□□□ム

サウノ御□□ヲアツカリ

申候ウエワ、ケウカウワ

せヒノシサイヲ申マシク

コ日シヤウモムノタメニ、ウケ

(二一七四)

三 一郎質券断簡

〔前欠〕

子□□□□トモニワキマエ□

モシフサタノトキハ、二百文□□

ヲ、シチニ入ヲナリ、フサタ□□

キハ、トリナカサルヘシ、五日□

タメ状如件

天授七年カノトノ 正月十一日 一郎□□

三 某書状断簡

わさと人をまいらせ候、さ□

くまのほんあミか事ニつき候□□

かうくにおほせ候けるよしう

□□□□□□たい□□

〔後欠〕

◇九二号の紙背にある。

(三一三二)

(三一三三裏)

六 夏衆連署起請文

(二一七六)

(端裏書)  
ケシウノケイヤクノシヤウ

契約条々事

右子細者、今度就花蘭山(案)

有注進、無諸方義上者、先(度)

契状旨、就是非不可有子細

向後モ雖代々ハ改、此相ハ、夏(衆)

堂尾殿ト相タカイニ就公(私)

及ト訴申事不可有者也、

ケウカイ雖有直ニ申談

雖為一事偽申者

奉始梵天帝尺四大天、惣日本国中大小神(祇)

別ハ大師明神両部諸尊(願)

輩身上可蒙之状如件

天授七年二月十三日 夏(衆)

西信(花押) 道京(花押) 了義(花押) 浄

長見(花押) 成心(花押)

空 仙尊・有算連署紛失状案断簡

(二一三〇)

(前欠)

(抄) 汰輩者、可被盜犯

仍(状) 仍(状) 仍(状) 仍(状) 證文之紛失

如件

天授七年 辛酉二月廿五日

仙尊

有算

六 某公文職売券断簡

(二一三〇裏)

寺トウケヨリ上ノ公文職者

眼惣坊之

(渡) 畢

(後欠)

◇九五号の紙背で同筆。

七 有覚・仙尊・有算連署紛失状断簡

(二一三一)

(前欠)

(盜犯) □□□□



〔證〕〔文〕紛失之状〔如〕

〔授〕  
□□七年辛酉二月晦日

有覺〔花押〕

仙尊〔花押〕

有算〔花押〕

六 某公文職売券断簡

(一一三裏)

但北寺タウケノ上ノ公文職

〔寺〕  
□□□□上、依勸学院

〔之御口入、直錢六貫文

(後欠)

◇九七号の紙背で同筆。

九 仙尊紛失状案断簡

(一一三二)

(前欠)

〔寺〕  
□□院主〔聖算〕

〔依〕  
□□被沙汰、仁

〔也〕  
□□、向後無

〔於〕  
□□本券文者□

〔申〕  
□□紛失者、号

□輩者、可被處

〔後〕  
□日證文之状如件

□ 仙尊

◇年号を欠くが、九七号・九八号と同筆であり、仙尊の名も見えるので、ここに掲げた。

100 大ツツノカサ相論裁許状

(二七七)

〔端裏書〕  
「ラウツ、ノカサノセイハイ」

ケチス、ハナソノ、下、ヤナセノ太□□□□□□□□

セイハイシヤウノ事

右件□サ者、先年堂ヲ□

アルニヨテ、ヤナセエ、ウエイタイ□

ウリワタスコトシチナリ、シカルニ□

タウノヨリ、カノカサニ井ラムヲ□□□□□□□□

御ヤマニテ両方召合、ソノサ□

トコロニ、ヤナセニタウリモンセ□□□□□□□□

ナル□□□□、於向後者、カサ□

ラス、モシ此ノム子ヲソムイ

イテキタルコトアラハ、山上山下

サイクワアルヘシ、仍惣持院

寺定置ル、状如件

〔善鏡(花押)〕  
定使

弘<sup>〔和〕</sup>元年<sup>カノトノ</sup> 七月十日

一〇二 頼順料米請取状

(四一六四)

請取料米事

合四斗五升者眼惣房御弁

右所請取如件

弘和元年<sup>辛酉</sup> 十二月七日 頼順 (花押)

一〇三 久木・栗栖川百姓相論裁許状

(一一三九)

〔端裏書〕  
ノ下知状

〔檢校御房預所尺迦院舜聖房入<sup>〔寺〕</sup>〕

〔時永徳三年<sup>〔手〕</sup> 正月四日、クキノ百姓ト<sup>〔姓〕</sup>〕

〔シテ寺家ヘクキノ百<sup>〔姓〕</sup>〕

〔家ノ御評定モ道行〕

〔ニテ沙汰所ノ御代尺迦院〕

〔分ニテ、又クキクルス〕

〔クキノ百姓歎申候ヘトモ、〕

〔クキノ百姓、勸学院ノ坊主御房〕

〔時、クルス川ノ百姓ノウチ二人〕

〔交スヘキヨシ、九月十五日ニ蒙御<sup>〔下〕</sup>〕

〔檢校惣持院ノ任テ例ニ、定<sup>〔置〕</sup>〕

〔兩村ノ百姓等、永代可守此旨之状〕

〔<sup>〔年〕</sup>九月十六日 年預 (花押)〕

一〇四 有覺茶園議状

(三一一三)

〔端裏書〕  
ヲノチャエムノニムキ

ユツリワタスコハラノチャエム

合一シヨ者 マイ年ノクシ三文アルヘシ

〔件ノチャエムハ、ヤウノアルニ〕

ヨテ、カトノエムシユムハウニユツ

リワタスコトシツナリ、タノサ

マタケナクチキヤウアルヘク候

〔<sup>〔東限殖互〕</sup>ヒカシカキルウエイシ〕

〔<sup>〔四〕</sup>ミナミカキルウエイシ〕

〔ニシカキルミチヲテウ<sup>〔定〕</sup>〕

キタカキルホンアミノチサカイ(地、墟)

□<sub>三</sub>ノチノウエニアラムモノヲハ、イラム

ワツライアルヘカラサルモノナリ、コ日(後)

シヤウモムノタメ状如件

元中元年キノヘ二月十日

子

有覚(花押) 三ふらう(花押)

◇一〇六号・一〇七号と同筆。

104 コミノ一族契状

(二一八三)

(端裏書)「ナカノムラノコミノ一ソクノケイシヤウ」

ヲウセノコトクケイヤク状ノ事

右シサイハ、アイノウラ(相 通)ノケシクモム、ヲウ(大 通)

タキノクモム、ワケユツリタマワリ候ウエ

ハ、シサイナクコノミ(ユ)ミヤニヲキ候テワ、ミ

ノタイシトシテトリタテミツキ申ヘク

候、ソノホカイカヤウノコト候トモ、アイ

タカイニミツキミツカレ申ヘク候、ナヲシ

(シ重複カ)シミソムニニイタルマテ、コノユミヤニヲ

キテワ、アイタカイニトリタテ申スヘク候 (挿入個所誤リカ)

コノテウイツワリ申サハ、ホムテタイシヤク四大(天 帝 釈)

天王ヲハシメタテマムテ、二本コク中大小シ(奉 始)

ムキ、ソシテワウチカミヨシノサヲウコム(氏 神 吉野 蔵王 権)

ケ、コモリカツテ三十八所ノフルイケムソク(御治罰ヲ) (違 犯) (身上) (部 類 眷 属)

ノコチハムト、イホムノシ状ニカウフルヘク候

ヨテケイヤクノ状、カクノコトシ、状如件

元中二年

カノトノ 丑

十一月二日

三四ヲウトノ(略押)シヲウトノ(略押)

◇一〇五号と同筆。

105 コミノ一族契状案

(二一八二)

ヲウセノコト□□□□□□□□□□(ケイヤ)

□□□□イハ、アイノウラノケシクモム

ヲウタキノクモム、ワケユツリタマワリ

候ウエハ、シサイナクコノユミヤニヲ

キ候テワ、ミノタイシトシテトリタ□

ミツキモウスヘク候、ソノホカイカヤウノコ

ト候トモ、アイタカイニミツキミツカレ

申スヘク候、シミソムニニイタルマテ、コ(重複カ)

ノユミヤニヲキ候テワ、アイタカイニトリ

タテ申スク候(脱カ)

コノテウヲイツワリ申サハ、ホムテムタイタ

シヤクノ四大天王ヲハシメタテムムテ、二本コ

ク中大小シムキ、ソシテハウチカミヨシノ

サヲウコムケ、コモリカツテ三十八所ノ

フルイケソクノコチハムト、イホ(ム脱カ)ノシム

シヤウニカウフルヘク候

108 有覺山野讓状

(三一三三)

ユツリワタスイラサコノ山ヤノ事

合一所者

右件ノ山ヤ者、クシモノニヨテ、イラ□

アルニヲイテ、サタメヲクトコロシツナ

リ、タミシクシニヲイテハ、マツカタニ□

タコニテ候ナリ、タミシ、ヨウ三くアル□

ヨテ、カトノエンシユンハウニ、エイタイ□ヲ

カキンテユツリワタス事シツナリ

コノム子ヲマカセテ、タノサマタケナク

チキヤウセラルヘキモノナリヨテ□□シ

サタノタメ状如件

有覺(花押)

元仲キノトノ二年十二月十六日  
ケンシヨシンヒヤウコ(略押)  
ク文トノ(花押)

109 花園下庄百姓請文

(二一八七)

(端裏書)  
「シモノシヤウ百シヤウノサタメ状」

ヒヤクノコトニツキ候テ、ヒヤクシヤウ

ナケカルミウエワ、マツサシヲクウエ

ワ、マタヨノキムシユノカタエシ候

□□志ワ、トウノヲトノエモナニコ

トニテ候トモ、シサイナクツカワレ

モウスヘク候クツカエワアタラシノ

トウハチ(略押) ミ□志

イトノ、イセト□□(略押)

ケムチウ二年十二月十九日

下モノ百志ヤウノ状ノフ文

110 中南百姓契状

(三一三四)

(端裏書)  
「ヤナセノモンセナリ」

□□(ハナ)ノ上ノシヤウ中南ヨリ、ヨウク

□□シタカンテ、ヤナセノヒヤクシヤウニウリワタ□ス

事シチナリ、サルアイタヤナセシン□

□アルトコロニ、中南ノモノコノアイタ

□クレくウルヨシヲ申ウエハ、ヤナセノヒ□<sup>ヤ</sup>

□ヤウ、ケシウノ御中エツケ申候ニヨシ

□ノサダ、キンソクニトリ~~ヲ~~コナワレ候テ

□サタアンテ、ヤナセノヒヤクシヤウノ中エ

□南ノカサノシユカウヌシマコタラウシラウ□<sup>タ</sup>ウウ

□クマンコノシユニヲイテ、ヤナセノカサシユノ中

□イリミクシタウノ事、ケタエナク申候

ヘク候、ヨシテコ日ノタメシヤウクタンノ事

ホウ順房(花押)

元中三年<sup>ヒソ</sup>ト<sup>ラ</sup>へ 九月五日 順慶房(花押)

ホウ善房(花押)

教明房(花押)

二〇九 預長祐公文職讓狀

〔端裏書〕 花崗文書 なかはらより

〔新子〕 花崗庄内あたらし□

公文職に、<sup>有</sup>ありな<sup>中</sup>か□

(一一三八)

三村の公文職に永□<sup>代</sup>

申事実也、若□<sup>此</sup>

出来時者、身の上の□

たかひに見はなち□

物也、但文書ハ依為□<sup>先規</sup>、□<sup>渡</sup>申

さす候、此けい状を□□□□□た

めらるへき者也

一あたらしの内に、茶□□□□□<sup>園</sup>け□□ら

□す候、仍為後日證文、<sup>如件</sup>け□□□□

康應元年<sup>己</sup>二月九日 預長祐(花押)

二一〇 下司賢順権行事職売券

〔端裏書〕 下司賢順房売券

賣渡 権行事之事

右此職者、雖付下司ニ、依有

用要、直錢伍百文限永代

三郎ニ賣渡事実也、若違

乱出来者、此本錢可奉返□<sup>者</sup>

也、同又脇ヲモ付渡畢、仍

為後日證文之状如件

(一一四〇)



□□<sup>(リ)</sup>ワタスタノ事、アリ□□□□□□□□<sup>(アサナハナ)</sup>

□□<sup>(カ)</sup>ミナミノムラ、ユヤノ□□□□<sup>(モ)</sup>

合シリ□□<sup>(セマ)</sup>チ一せマチ者

去□□<sup>(四至)</sup>ヒカシカキルアせ、ミナ□□<sup>(ミ)</sup>ニシカキルイシツイチ、キタ□□

□□<sup>(件)</sup>ノ田者、ヒラノミクス□□カセムソ□□

□□<sup>(ム)</sup>ノチナリトイエトモ、ヒ□□<sup>(カ)</sup>

□□アカリチニナリテ、□□

□□<sup>(ノ)</sup>三郎トノミカタヨリ、チキセ□□□□<sup>(ムニ貫)</sup>

□□<sup>(タ)</sup>イヲカキムテ、カトノエム□□

□□<sup>(タ)</sup>リワタス事シツナリ、□□

□□<sup>(ス)</sup>ス、チキヤウセラルヘキモ□□<sup>(カ)</sup>

□□<sup>(カ)</sup>カリチタルホ□□<sup>(ト)</sup>

□□<sup>(ムトサ)</sup>タメヲクトコロシツ□□<sup>(カ)</sup>

□□<sup>(カ)</sup>イテキタラムトモ□□

□□<sup>(カ)</sup>トノサタトシテ、サイクニ□□<sup>(ワ脱カ)</sup>

□□<sup>(リ)</sup>ヨムテコニチシヤウ□□<sup>(以下、裏面に記す)</sup>

明□□<sup>(徳二)</sup>年<sup>(カノトノ)</sup>ヒツシ 八月十六日 □□

◇一二二号・一二三号・一二四号・一二七号・一二八号と同筆。

中南区有文書

二五 良一房等連署書下状 (二一九〇)

夏衆の中へ書下状事

圓禅房の寺家さん氣

のあんとの由、向後ニおいて

不可有子細状如件

明德三年<sup>(壬)</sup>五月十日

良一房 (花押)

行善房 (花押)

德行房 (花押)

成楽房 (花押)

二六 某利錢注文 (三一三九)

明德元年<sup>(ムマノ)</sup>十二月廿五日、本錢一貫三百文取千道

□□<sup>(トシ)</sup>二年<sup>(ヒツシノ)</sup>トシ 十二月二十二日マテ利分六百七

一貫九百七十六文か此内利分五百文、同□□<sup>(毎)</sup>

□□<sup>(徳)</sup>三年<sup>(壬)</sup>正月ヨリ一貫四百七十六文 □□

□□<sup>(三)</sup>年<sup>(閏月十月)</sup>十二月マテ、利分七百六十三文 (花押)

本利トモニ二貫二百卅九文 (花押)

二七 預賢勝公文職売券

(二一四二)

□□賣渡花菌下庄内□

右件公文職者、預賢勝<sup>〔知〕</sup>

花菌下庄之内、大寸谷□

三村□公文職并新、北<sup>〔寺〕</sup>

多□□雖令知行、今□

有由緒競望之間、や□

手あ□のかさを相制<sup>〔副カ〕</sup>、当□

仁<sup>〔銀〕〔代〕</sup>□□、相制本券、□<sup>〔賣〕</sup>

向後無他妨可被進退□

後日龜鏡放新券文之<sup>〔状〕</sup>

明徳四年 申 三月□

二八 僧源成皇寄進状案

(三一四〇)

奉寄進<sup>〔皇事〕</sup>□□

東カキル<sup>〔ヨコキシ〕</sup>□□□□、<sup>〔南カキ〕</sup>ルウエイシ

西カキルヨコキシミチ、北カキルウエイシ

烟一升籠<sup>〔所〕</sup>□□<sup>〔祖相〕</sup>房□先所祖傳皇

□キノ御祇御堂為毎月十六日十八日夜燈

□□奉寄進事實也、永代他<sup>〔可〕</sup>

□違、但本券者。現前間<sup>〔於〕</sup>着<sup>〔為〕</sup>シツタ<sup>〔アイソエスサン〕</sup>

□□□文書<sup>〔為〕</sup>□本券也、若<sup>〔有〕</sup>。本券カウ<sup>〔ト〕</sup>

□□モノアラハ、ヌス人ノサタアルヘキ者也

□□日状如件

應永四年<sup>〔丁〕</sup>丑八月十八日 金剛佛子 源成

二九 菊音頼母子契状

(四一六六)

〔端裏書〕  
キクラカ文書

ホウシヤウイムノス、メノ三百タノモ□

カケセニノリヤウソクノアシノコト

ホムソム一フクカムカウカイノ大目、ナカツ

クエ一、トウタイニツ、タ、ミ八テ<sup>〔セ〕</sup>

カラウト一ツ四石イリ、ナヘ一ツ五升、カ

シキヒサケニツ二升五合イリ、トリ

ツホ一ツ一斗イリ、コツ、十五クロヌリコツ、

十ヲウチアカコヲシキ十マイ

ナテノエカワノ田一反

コノアシニテ二月六日、五月六日、十二月六日

マイト三百文ツ、ケタイナクカケ



申へク候、コニチノタメシヤウクタ

リノコトシ

一コノウチノ二貫五百文ナリ、タノモシカケ

ヲワラハ一貫文カエスヘク候

應永七年正月十一日 菊音(花押)

三〇 僧源成頼母子契状

(二一九二一)

(前欠)

〔<sup>百</sup>〕 禪殿勸五〔<sup>百</sup>〕片請人方へ

〔<sup>申</sup>〕 候質物事、合一所、四至東アセナヲ

〔<sup>子</sup>〕 南大尾ヲ限、西水流田

禪殿地サカイ、北道ヲ定、并ニ井ノシリノ

田一セマチ、右件ノ御質物、在所ハ花藪中

南村字クホノ畠ト申候、御質物ハ此畠ハテ

候ハ、無子細本ニ可返被申者也、若此中ニモ

質懸錢無沙汰ニ候ハ、此質物ヲ可流取申者也

猶此畠ハテ候ハ、早々ニ可被返申者也、仍後日

證文状如件

應永八年カノトノ二月一日 源成(花押)

三三 チフム畠売券

(三一二七)

〔<sup>事</sup>〕 事、アリ

〔<sup>子</sup>〕 ソノカミ

〔<sup>カ</sup>〕 又

〔<sup>ラ</sup>〕 ラハタケ

〔<sup>カ</sup>〕 カキルヲナヲリ

〔<sup>カ</sup>〕 カキルウエイシ

〔<sup>ニ</sup>〕 ニシカキルカキノキヲテ

〔<sup>ウ</sup>〕 カキルウエイシウエイシチサカイ

〔<sup>ウ</sup>〕 ノセムソ、ウテ

〔<sup>下</sup>〕 モヤウ、アルニ

〔<sup>文</sup>〕 ニアテ、円禪

〔<sup>ウ</sup>〕 タイ、カキムテ

〔<sup>ウ</sup>〕 ウエ一チヤ

〔<sup>ウ</sup>〕 ウエイシヲサタ

〔<sup>シ</sup>〕 シツナリタノサ

〔<sup>ウ</sup>〕 チセラルヘキモノ

〔<sup>シ</sup>〕 チシヤウモノタメ

〔<sup>チ</sup>〕 チフム(花押)

〔<sup>己</sup>〕 己八月十六日クモム(花押)

コムキヤシ (花押)

(同筆裏書)

〔ウ〕チハヌキミソクノ

〔ウ〕タス事シツ

〔ケ〕ムナユテワラニ

〔ウ〕ノモムテホ

〔リ〕ワタス事シツ也

◇年号を欠くが、一二〇号に見える田禪の名が見えるので、ここに掲げた。

三三 太郎次郎茶園売券

(三一—二六)

(端裏書)

〔ウ〕ケノモムシヨ

〔ウ〕ケムテムノセニ一文

〔キ〕ノキ三本ノ事

〔シ〕ヤウノ内ナカ

〔ノ〕タ郎次郎カシリヤ

〔エ〕ムノ事

〔セ〕チサカイ

〔ル〕チサカイホソヲワケ

〔ル〕ミチヲテウ

〔ル〕ウエイシタ郎次(マ)カシリヤ  
ウノ分

〔ニ〕候サイメノ〔候〕トウラ

〔ツ〕キミ一本フタマタ

〔郎〕ノセムソ、ウテ

〔下〕モヨウノアルニヨム

〔カ〕タニナカミナミノ

〔ナ〕カクエイタイ

〔タ〕シ申候事シツナ

〔キ〕ヤウリヤウチセ

〔コ〕ニチシヤウモノタメ

〔状〕如件 太郎次郎 (略押)

クモム三郎トノ (花押)

〔ケ〕ムソミ子ノトウトノ (略押)

〔ケ〕ソソワノニウトウトノ (略押)

三三 公文定範山地相博状

(三一—四二)

(端裏書)

〔コ〕ハラタコウラノ文所

〔申〕ウクルチカエノタコウラ

〔追筆カ〕東ミヤノタニノコシナカヨリシタ

ノタコウラニ、シモコハラノ

チエムノシモノヘカラモテ

ニナカクカエ申事シツナリ

タノサマタエナクチキヤウヲ

アイタカイニセラルヘキモ

ノナリ、ヨムテコニチノタメ

ニシムケムモノノ状如件

四、東ホソヲ、ミナミヲナヲリ

ニシタニチヤエムノチサカイタニヲ

キタカワヲテウ

クモ定範(花押)

應永十一年キノエ五月八日

二四 ヒタノヒコシラウ垣内売券 (二一九二二)

(端裏書)

「コハラカイト ヒタノヒコシラウトノウリケン」

□イヤク申状之事

ナカミナミケンソウノ御房ト、カウツイトノ

御キヤウタイト御ケイヤクノシサ□アル□

ヨツテ、ハナソノナカミナミコハラカイトノホリ

シヤウチヨリニシヲタマワリテ候エトモ、□□

カウノカワヒタノヒコシラウトノ、カタエ、カウ

ツイ御キヤウタイノカタヨリ、ワケ□□ワリ

イマヨウノアルニヨテ、チキセン九百文一貫文ニアテ

ナカミナミタウノヲトノエンセンノ御房ノ御カ□□

エイタイヲカキリウリワタシ申コト

シチナリ、タノサマタケナク御チキヤウ

アルヘキモノナリ、仍為後日證文、放新券文□□

状如件

應永十四年丁亥五月十三日

丁亥

ヒタノ(マ)ヒカシ□□トノ(略押)

チヤクシ九郎太郎トノ(略押)

三五 セフツハウ苗代田売券 (三一四三)

(端裏書)

「□□九ノカシラノケ」

シム四マウス アタナヌ□□(字)

イノカシラノナシロセマイ(苗代)

ヒカシヲカキルアセキシ

ミナミヲカキルミチ

ニシヲカキルアセ

キタヲカキルアセ

セフツハウノセソサテノチナリ、ソレヲ(先祖相伝)

ヨムヨノアルニヨテ、ウリワタス (要)

九百モニウリワタス、レ大ヲカキテウリ(永代)〔ル〕 (文)

コトシチナリ (永享三年) セフツハウ (略押)

エキヤウサ子カノエイヌトシ十二月十二ノ日ウリワタス

キ九せ (略押) ヲトホ (略押)

◇二二六号と同筆。

三三 ムカノヲトトノ田売券

(三一四二)

(端裏書) タノマエノケ

シムシマステチノコト (田地)

アタナツシタノマエノ (字)

ミチノシタノニハメノセマ (二番目)

チノコト、ナカセマチノコト

ヒカシヲカキルアセ

ミナミヲカキルミチ

ニシヲカキルアセ

キタヲカキルアセ

ムカノヲトトノノチナリ (要)

ソレヲヨムヨノアルニヨテ (二貫三)

せニイカサ百ニウリワタス

五ニチサタノタメニ、レ大ヲカキ□ (後)

ウリワタス ハレニ百九 (本券)

ホケアシカト、ヒキヲトテウシナテ (有しかど) (引落) (失)

ナシ、ソレヲアルトユテアラヒトハ、ヌスヒトノ (無) (有らむ人) (言) サタニスへ□

エキヤウシ子カノトノイノトシ (永享四年)

セフツハウ (略押) トクセ (略押) ヲトレトノ (略押)

三三 ノカワノキク女田売券

(三一四四)

(端裏書) ツシトウノウシロノタノウリケム

ウリワタスツシトウノウシロノ田一

アリハナソノカウヤノコレウ、ナカミ

ナミノムラ

合田一せマチ者

右件ノ田ハ、ノカワノキク女々々せム (三)

ソミウテムノ田ナリトイエトモ

イマ、タヨウノアルニヨムテムラ

チキセム一貫三百文ニアテ、ヲサキノ

ヒヤウエ五郎トノニ、ナカクエイ

タイヲカキムテウリ申事シツ

ナリ、タノサマタケナクチキヤウセ

ラルヘキモノナリ、ヨム五日タメシム  
ケムモムノハナツ状如件

ノカワノエモムタ  
永享十二年ミツトエトリ 七月四マシ廿四日

クモム定範(花押)

三六 ヒラヌノサイモムタ□□皇讓状 (三一―二四)

(端裏書)  
「ヒラノミハタケノモムシヨ」

□ツリワタスシヨフムテウ□□ト

□リアサナカウヤノ御レウハナソノナ□□

□ノムラ、ヒラノカイトノハタケ一

合一所者、四去(悉)ヒカシミチヲテウ、ミナミ□□□□  
ニシアせ、キタウエ□□

右件ノハタケハ、ヒラヌノサイモム□□タ□□

ノセムソ、ウテムノ□□チナリ□□トイエモ、□□カ

ヤヨリアカリチタルヲ、トウノヲ□□

ノ御(マ)ノカタニナリテ候ヲ、ソレヲヨ□□ウ□□

アルニヨムテ、カトノ十ラウタユ□□ウ□□

シフンシワタスユトシツナリ、タノサ□□マ□□

ケナクチキヤウセラルヘキモノナ□□リ□□

テ五日タメニシムケムモムノハ□□

状如件

(嘉カ) 壽吉二年十月卅日 定範(花押)  
(破レ目)

マタカキノキ一□□イソ□

三九 浄観房あて書状断簡 (四―一六二裏)

(前欠)

□□

よきあめ□

毎時期帰山之時候□

六月十四日 □

(切封)

浄観御房 進□ まいる

三〇 頼母子帳断簡 (四―一六二)

フクマムカノニ四文、サイモムタラウ

一文、マタヤシキニ一文、キカムカ□□(分五)文

マツノモト一文、シヤウクム二文一文□

トウ一カノウ二文、六文ナカヤソノウ

スケタラウノ八文、トウ一三〇

シラウタユウ六文、ヒコ<sup>タ</sup>ラウニウ〇〇

二文ヒコ<sup>タ</sup>ラウトノヤシキ

キタカイトミチノウエ二〇〇

四文、カウトノ五文トノユ

アラマ六文、コスケハ

一文、ヒコタラウニウトウ

アミ七文、五文ヨソウ

一文、ケムシラウ一文、

一文、一ラウカ分、ムマノシ

五文、子コハタ

五文、〇〇〇

(後欠)

◇二二九号の紙背である。筆跡が二二八号文書に近いのでここに掲げた。

三三 大夫職補任状

(前欠)

補任 大夫職事

右以人為大夫職、庄直

(一一四三)

承知、不可違失恒例臨時之

所役、故補、仍執達如件

嘉吉二年十二月十三日

法印大和尚位(花押)

三三 太夫職補任状案

補任太夫職事

右以彼人補任、恒例

臨時諸役不可有懈怠者也

仍補任之状如件

文安三年十二月十三日上使

花蘭上庄公文所

三三 検田坪付冊子断簡

(断簡A)

(四一五四)

(七〇七六)

神田里

四坪 小四十二步

六坪 三段

五坪 半

七坪 大四十八步

八坪 一段 九坪 半  
 十四坪 三百二十步内三十步 十六坪 九十步  
 十八坪 三百步 廿坪 半  
 廿一坪 半 廿九坪 小

(折目)

卅坪 一段半 卅一坪 三段  
 卅三坪 二段内大三十步 卅四坪 七十二步内十步  
 卅六坪 一段小 「福王寺」  
 已上一町七段半三十二步内大卅步不審  
 定田一町六段大二十二步四十步溝落

陸田里「成道寺福王寺」

四坪 一段 五坪 三百步

(断簡B)

(七七六)

八坪 一段  
 廿八坪 半  
 卅一坪 一段

(四一五六)

卅三坪 大 卅五坪 一段半

已上一町六段半十二步内河  
 定田一町五段大四成

(後欠)

(断簡B左半分紙背ニ異筆落書)

「慶珊」  
 南無沙

(断簡C)

(前欠)

(四一五七)

戸里

一坪 半 四坪 小卅步  
 半二十步 六坪 二段九十步  
 八坪 一段半 十七坪 五十四步  
 十八坪 一段 十九坪 一段  
 廿坪 二段 廿三坪 一段  
 卅三坪 小六十九步

(断簡C紙背全面ニ異筆落書)

眞善院

孤乃工可孔

寶徳參<sup>〔每〕</sup>  
卯月廿二

(断簡D)

(前欠)

十<sup>〔七〕</sup>

廿二坪 三段

廿二坪 一段

〔段〕

廿八坪 一段

〔半〕

卅三坪 二段

卅五坪 五段

(折目)

上三町六段小内半不審

定田三町五段三百歩

〔杜〕  
〔屋〕  
〔里〕

〔坪〕

廿坪 二段

〔段〕

廿二坪 二段

卅五坪 三百歩

〔三十歩〕

(とし穴)

(断簡D紙背上半分ニ異筆落書)

〔福カ〕

〔成カ〕

〔花押カ〕

◇この文書は袋とし冊子の一部である。

一言 某利錢借状

(四一六九)

(袖裏下部ニ、同筆ニテ追記)

「とり<sup>〔ぬ〕</sup>し五人

口入<sup>〔さい〕</sup>るんの  
教持院

〔御〕  
利錢之事

〔と〕  
り申候

合錢三貫文定

右件の御利錢ハ、<sup>〔月利之〕</sup>念比に、五

文<sup>〔つ〕</sup>の子分お相そへ申候て、未<sup>〔無〕</sup>

たいなく、弁<sup>〔き〕</sup>沙汰之

日<sup>〔無〕</sup>くなく、かふとおしちに<sup>〔無〕</sup>

申候上ハ、無沙汰<sup>〔在候〕</sup>、おさへめされ

其時一事一義之子細申

ましく候、仍為後日せう文之状如件

下<sup>〔天〕</sup>う<sup>〔た〕</sup>とくせい行候共、此證文ニまかせ、念比に此

れう<sup>〔霜〕</sup>月なし申候へく候



長祿四年庚辰三月<sup>廿</sup>

口入ハ、西院けうち

とりぬし人数

おさきの平五郎 (花押)

せい<sup>い</sup>の助三郎 (花押)

か<sup>い</sup>いとの平衛二郎 (花押)

ひらの 四郎五郎 (花押)

ひらの 衛門四郎 (花押)

◇一三五号と同筆。

一三五 ヲサキ等利銭借請状

〔端裏書〕  
利銭三貫三百五十文

ウケ人中南之<sup>松</sup>

カ<sup>り</sup>□□□□□□□□ノコト

合三貫三百五<sup>十文也</sup>

右件ノリせニハ、長祿三年<sup>〔四〕十二月ヨリ</sup>。明年三<sup>〔月〕</sup>

マテ月ヤクソク申候てカリ

候トコロ実ナリ、コノせニハ月コトニ四文□

ノリフンヲソへ候テ、未進ケタイナ□

弁<sup>シ</sup>申<sup>ハ</sup>ク候、モシフサタノ<sup>時</sup>

(四一七〇)

中南区有文書

コノセウモンニマカ<sup>〔セテ〕</sup>□□□□アルヘ<sup>〔ク〕</sup>

仍為後日せうもの状如件

長祿四年<sup>カノ</sup>十二月一日

ヲサキ (花押)

四郎五郎 (花押)

ウケ人 イセイ (花押)

衛門四郎 (花押)

カミカイト (花押) ひやう次郎 (花押)

十郎大郎 (花押)

一三六 修正会講式

(二〇一九七)

修正導師法則

先三礼ニ打次如来唄

トクランニシタムゲクシ  
當願衆生得無碍現見一切佛唯願如来

アイミンカウヨイトクケン  
哀愍我常令得見大悲心三業无愆

コレ<sup>ソク</sup>ニシツ  
奉仕尊速悉生死歸真際金一打

。。

次御明申<sup>コトワケ</sup> 取ニ香<sup>ロ</sup> 散花

クヤママモワスツチ エンマン  
敬白 福智圓滿大日如来三世常住淨妙

ホツレンマカヒル  
法身摩訶毘盧遮那因圓果滿 盧遮

ナカイエワシツクワ  
那界會恩德廣大一代教主釋迦牟

ニセンセイトウハウレヤウトイ  
尼善逝東方淨土伊王薄伽西方教主

六五 (一五一)

無量壽佛都史多天上帝勒慈尊八

萬十二權實聖教普賢文殊諸大薩埵

迦葉阿難等諸賢聖衆梵天帝釋四

大天王伽藍護法十八善神乃至同別住

持一切三寶境界言而

夫供佛莊嚴之誠ハ迷盧ヨリモ猶高シ巨海ヨリモ

又深シ爰以テ頭番施主等燈明花餅之志ハ

冥海ヨリモ猶深シ爰以テ信心施主等重満月

花餅ヲ供ニ常住安置諸尊ニ備ニ衆衆之燈

明ヲ奉ニル法界道場聖衆ニ其旨趣如何夫

昔繫一花於佛前ニ童幼ハ預ニ天上之果報

挑ニ一花ヲ於堂殿ニ女人ハ成ニ長者ノ身ト實是

勤之中ノ丁重勤無レ過ニ修正勤行ノ善根ニ

祈之中ノ真實祈無レ越ニ元正祈禱依レ之

不祥之塵遠拂ニ千里之外一福祐實近満ニ

舍屋之内一除災与樂之計轉過ニ為福

之妙術一何事過レ斯哉仰願常住界

會諸尊聖衆知ニ見大施主等丹誠一授ニ

千秋萬歲之寶算ニ給善根遍ニ法界一功

(紙綴目)

(紙綴目)

徳満ニ虚空ニ信心施主福徳圓滿所願悉

成セン惣ノハ庄内安穩五穀成就蠶養如意

地味増長乃至法界平等利益敬白

◎ミーフクツエヲイノリヤカテヒクヘシソノ次ニ三反ノ行堂

誠迷抑正月修善之處息災延命増長福

壽之砌ナレハ上界之天人ハ雲別臨下海之

龍神ハ波陵來リ給フ境奉ニ始梵天帝釋四

大天王ヲ三界空居四禪八定天王天衆王

城鎮守諸大明神有勢無勢大小諸神

殊當所權現勸請諸神別護持一結之

諸大施主當年属星諸宿曜等惣ノハ

普天率土一切神等權實二類併法

樂莊嚴威光増益タメニ一切神分般若心經丁

大般若經名丁

奉ニ為弘法大師普賢行願皆令満足ノ五大明王丁

奉ニ為金輪聖王天長地久御願圓滿ニ藥師宝号

為ニ山上安穩庄家太平ニ多門天王名打

為ニ護持法主惠命長遠ニ五大明王打

(紙綴目)

大聖不動明王丁毘沙門天王名丁

為二鐵圍沙界平等拔濟一尺迦牟尼宝号丁

為三所願成弁一金剛手菩薩名打

南無歸命頂礼常住界會哀感攝受護

持施主大悲護念成大願一打

ライノル ヤカテヒクナリ

至心發願 正月修正 護持滿堂 福壽增長

消除不祥 消除惡事 當年所作 五穀成就

當所權現 威光自在 大小諸神 各增法樂

隨喜悅与 伽藍安穩 興隆佛法 及以法界

平等利益

衆生無邊誓願度 福智無邊誓願集 法門くくく覚

如来くくく事 菩提無上誓願證

勸請諸神倍增法樂ノタメニ 般若心經一打

南無歸命頂礼轉讀般若 神祇冥道威光

自在大悲護念令満足一打

一打

小祈願

中南区有文書

抑 頭番施主依被二差定一殊致二丹誠一令二供養一給へり

仍息災延命增長福壽安穩泰平令レ持給

慶 上 幸 下 千秋万歳寶持所生愛子。

弥 榮 田皇所作五穀成就蠶養如意一々

奉レ 令二 圓滿一タメ藥師宝号 觀音宝号 大聖不動明王

南無歸命頂礼三尊界會哀感納受護持

頭番 教化 滿月の花餅お重てそ伽藍の佛前をはかさり

奉りける然からハ此の光に照されて頭番千秋萬

歳の色 弥 あさやかなるへけれハとこそあり

次 御明文 ヨムヘシ コロウカミアリ

所獻燈明南無諸佛如来堂内安穩諸尊

聖衆惣ノハ十方三世諸佛菩薩ニ供ジタテマツル

然ハ 梵王帝尺龍神八部伽藍護法十六善

神當年行役一切神等荘タテマツル若尔ハ

信心ノ 大施主等當年属星遊年本命

囉宿生氣養者等此燈明華餅御志

依ニ甚深一無明晴明 悦ヒ給惣ノハ入來聴

聞之道俗男女貴賤上下各々所求心中ノ

所望一々奉令圓滿一別ノハ伽藍安穩興隆。佛  
乃至法界平等利益

南無歸命頂禮常住界會哀愍攝受諸

大施主大悲護念成滿足 一丁

南無頂上佛面除障病 南無取上佛面令滿足

南無地味增長成五穀 南無蠶養如意令滿足

南無一切所願成就圓滿

南无令法久住利益有情天衆地類 威光自在

當處權現倍增法樂 行役神等永離業道

貴賤靈等 皆成 仏道 聖朝安穩增長 寶壽

伽藍安穩興隆 仏法 護持施主 各成 善願

地味增長五穀成就 天下。万民豊樂安穩

三界六道平等利益 大悲護念令滿足

次勸請 一打

敬礼十方三世仏 大恩教主釈迦尊

三世十方諸善逝 八万十二諸聖教

梵尺四王諸護法 還念本逝來影向

證知證誠正月事 至心懺悔無始來

皆悉發露盡懺悔 歸依仏法僧福田

皆悉發露盡懺悔 歸依仏法僧福田

皆悉發露盡懺悔 歸依仏法僧福田

受持菩薩三聚戒 斷惑修善利郡生

生々世々無闕犯

次五大願

衆生無邊々々度 福智無邊逝願集

法門無邊々々覺 如來無邊々々事

菩提無上誓願證

護持滿堂增長福壽 供養淨陀羅尼

敬 礼常住三寶 敬礼一切三寶

我今歸依 尺迦伊王 今日所獻 香花燈明

大慈大悲 哀愍攝受 願於生々 已一切誦

上妙供具 供養無量 無邊三寶 自他同證

無上菩提

次廻向 次錫杖

南無恭敬供養靈山界會恭敬供養

八萬宝藏哀愍攝受護持頭番

又登礼盤

三礼 如來唄 一打

聖心發願 牛王寶印 生々世々 值遇頂戴

護持一結 護持滿堂 消除不詳 消除惡事

息災与樂 增長福壽 恒受快樂 如意滿足

(紙繼目)

当年所作 五穀成就 乃至法界 平等利益

次五大願 衆生無邊等

牛王寶印 得令驗知 護持頭番 護持滿堂

增長寶聚 次加持タラニ

藥師大呪命 次佛名云所マテモツヘシ 三反

南無歸。頂礼牛王寶印生々世々值遇頂戴

哀愍攝受護持滿堂

次教化 福杖ツク

牛王寶印をさくくれハ七珍萬宝は雨の

ことくに降りかゝりけり然らハ万堂の諸人

悉くたもとに請て千秋万歳のたもち

給ふへけれハとこそありけれ

金一打

次宝印 次宝印

南無藥師如来一打 南無日光遍照一打

南無月光遍照一打 南無十二神将一打

次廻向 廻向三宝願海

廻向天衆地類 廻向当處權現

廻向行役神等 廻向弘法大師

中南区有文書

廻向貴賤靈等 廻向聖朝安穩

廻向護持大衆 廻向伽藍安穩

廻向天下法界 廻向無上大菩提

為三所願 成弁一 觀音宝号一打

御子舞定

文明二年卯月中旬於紀州華菌中南為興隆仏法

檀那繁且筆記後殘寫之畢 右筆俊乘房良意

◇「博士」が付されているが、省略した。またふりがな墨消、押紙による抹消と加筆があるが、煩雑になりすぎるので注記を略したところがある。

(紙継目)

一三 年貢控折紙

二斗 南之坊

三斗五升 スミノ坊

三斗 安養院

二斗 泉性房

五升 安養院

(四一七二)

一斗三升 ミマサ下

四斗五升 クン田 良覺ウケトル

七斗九升五合之内 二斗 藏ニアリ  
(ココヨリ折紙下半分)

代一貫五百文五升三合ツ、

八斗四升五合 上藏院

一斗 クン田升  
文明十五年五月廿九日 サンノハウリ

一三 権檢校俊善吉書

嘉辰令月之處、千秋万歳之砌

抑寺門泰平院家繁昌之故

庄内安穩庄官諸人快樂、当年

所作五穀成就蚕養如意

牛馬六畜 息 延命増長

福寿之由、依被聞食候

以吉日良辰、所被吉書状如件

延徳肆年正月吉日権檢校俊善 (花押)

花菌上庄 公文所

(四一七二)

一三 阿弥陀会講式断簡

(断簡△)

(前欠)

敬白

尼如来別

阿弥陀如来

三世諸佛菩薩

十二顯密聖

現前三寶境界

言 過去尊靈 止娑

婆之億錫 趣 他界之

利生給 是則

秘滅理 會者定

法也而 則 生生異 六道

分 思 娑婆在生之所

行八億四千之心 念六道

不知速 何 道

上テラストスラントイカンカ ヲロンテタメダテ  
ハカヲ測 不 役 何生仍ニ為奉

出離生死往生申 淨

利敬 奉 ソレ六道相ナ

分<sup>ワケタリ</sup> シカレハスナハチ□□

レウ聞持給<sup>キコシテマツ</sup> 一道ハ

地獄<sup>チゴク</sup>トウナリキタノ方ニ

アリ二道<sup>ニハンハミチカキ</sup> 餓鬼道

コレハ東<sup>ヒカシキウ</sup>北<sup>ホウ</sup>方ニアリ

三道<sup>チクシウ</sup>畜生道<sup>ニシキウ</sup>トテ西北

□□□□四<sup>シハン</sup>道ハ□□□□

(後欠)

(断簡E)

(前欠)

イニソナワリタマエトモウス

モノナリ廻向<sup>ユカタクム</sup>无上<sup>ホククイ</sup>菩提<sup>ヒツジ</sup>イ

光明真言廿一返

サキ アト ツケヨ

凡<sup>ソノ</sup> 凡<sup>ソノ</sup>

ハコノウエニカクヘシ

方<sup>カタ</sup> 方<sup>カタ</sup> 方<sup>カタ</sup>  
方<sup>カタ</sup> 方<sup>カタ</sup> 方<sup>カタ</sup>  
方<sup>カタ</sup> 方<sup>カタ</sup> 方<sup>カタ</sup>

道師不可<sup>ダウシムカ</sup>

方ナリ

春<sup>ハル</sup>ハルハ東<sup>ヒカシ</sup>

夏<sup>ナツ</sup>ナツハ南<sup>ミナミ</sup>ミナミ

秋<sup>アキ</sup>ハ西<sup>ニシ</sup>ハニシ

冬<sup>フユ</sup>ハ北<sup>キタ</sup>キタ

(四一八八)

ツエニカケ

ヲウコニカケ

凡<sup>ソノ</sup> 凡<sup>ソノ</sup>

念佛<sup>ニャムツ</sup>アルヘシ

念佛アルヘシ

延徳二年五月廿三日

◇切紙。もとは続紙にしたものか。中途に欠落があるらしいが筆跡が一致するのだから。

一〇 頼母子講衆契状

(四一七四)

タノモシノチャウノコト

タウノヲ ヲサキ ヲ<sup>カ</sup>

サク カミカイト

ナカエイ ヒラハヤシ

マツノモト ヲウ、エ

ミチノウエ ヒラノカイト ナ<sup>カ</sup>

ヲウマエ イノウエ ミ<sup>カ</sup>

クキノ衆

ヲウエ ヒカシ

ナカヲノイ ナカヤ

ヲウマエ マイカイト

コチヲノイ

コヤ

ニシノカイト

アタラシヤ マエニシ

天下一同のとくせい入候共、此いや  
助物ニおいて、いらんあるましく□

若衆の内ニいらんのもから候ハ、  
為衆罰而(除)のくへきものなり

延徳四年壬子十二月一日

二二 ヒカシノコサフ라우等銭借状

(四一七五)

□ノニ□キ(日記)

百文 ミチノウエ

□文 ヒラノカイト

□文 ヲウヤ

百文 〆クリノキラ

□文 ヒラハヤシ

□文 ミナミ

□文 ヲサキ

百文 ヲカタ

□文 ヤウ八百文(イハシ)

リフンサンモンツ、

□月四ニカリマウ 五十ヒカシノコサフ라우  
シソロ 五十ヲカタノヘイシラ□

永正十年正月十五日敬白

二二 千輪の祭文案

(四一八五)

千輪祭文

謹請再拜々々 夫當□□(年)

正月三百五十五ケ日何□□(日)

實ナル吉日良辰撰南閩□□

王城ヨリハ南□□(紀伊)

峯寺丹生大明神□□兩

余庄座ニマス道俗男□□

御幣金ノ散米ヲ捧□□

王八王子并使者部□□ナラヒニ

守丹生高野兩大明神□□(勅)請諸神□□

等請奉昔ノ因縁ヲ申開テタテマツル

ヘシ夫レ昔シ牛頭天王ノ部眷属等

ヲ率ソツシテ南方□□(沙)羅龍王ノ

ムスメ婆利妻女ノヨハイニ。ハルカ

ニ。道ヲシノキ越給玉へホトニ巨丹將



来カ家ニ宿ヲカリ給□巨丹将来出テ  
向カツテ宿ヲカシタテマツラス返シ  
タテマツル一山越テ蘇民将来□家  
ニイタリ給玉テ宿ヲカリ給ニ蘇民  
将来□□□□テ宿ヲカ□□□□ル

(後欠)

二四 千輪の祭文

(題案)  
千輪祭文

千輪之祭文

謹請再拜々々 夫當年者天文二十二年

大方 壬子 正月四日凡日数三百五十四箇日何日トナレハ

銀花開金實成吉日良辰撰定南閩

浮提大日本王城南紀州伊都郡高野山

金剛峯寺丹生高野兩大明神御領内中

南村住道俗男女等謹 申銀御幣金散

米捧只今牛頭天王八王子并使者部類

眷屬殊當所鎮守丹生高野兩大明神

召請申昔因縁申開奉夫牛頭天王眷

屬等率 南方娑竭羅龍王ムスメ婆利

中南区有文書

(中南地藏寺什物)

妻女神ノヨワイニハルカニ道ヲシノキ越給ホドニ。

巨丹将来ノ家ニ立ヨリ宿ヲカリ玉フ。巨丹將

来出テ向、宿ヲカシマイラセズカエシ奉ル。又一ツノ山ヲ

越。蘇民将来ノ家ニ宿ヲカリタマウ。蘇民將

来急出向ヘハ宿ヲカシ奉ル庭ハキ粟ノカラヲ

御座ニ敷、即内ヘ請申粟ノ飯酒ソナヘマイラセテ、

明旦出船シ玉ヒ、カノ娑竭羅龍王ノムスメ婆

利妻女神トヨワイニ住玉フホトニ、八年ノ間八王子ヲ

マウケ給フ也、国ヘ御カヘリ候時、蘇氏将来ノ

家ニヨリテノ給フ様、カノ巨丹将来宿ヲカサザリシ

トガニ是ヲケタヲシユカン思也、トヲウセケレハ、其時蘇

民将来大キニ驚申ケルハカノ巨丹将来カ家ニ

我等カ娘一人候カレヲ除給ヘト申奉ル、ソレヲイ

カテ知ベキサアラバ、千輪ヲツクリテ左ノ方ノ袖ニ

ツケヨ、其レヲシルシニ除クヘシ惣シテ蘇民将来

子孫ニヲイテハ未来際ノアイダ大方黄幡、豹尾

歳破、歳刑、等ノマシマス方ニイカナル事ヲナストモ

崇ヲナサシ、年ノ厄日ノ厄諸ノ厄難ヲノソカント

誓ヒ給フ、彼ノ約束ニ依テ今ニ蘇民将来ノ

子孫千輪ヲツクテ、肩ニツケ、信心ヲ致シ香花

灯明飯食ヲ備へ、供養シ奉ル所也、必牛頭

天王八王子、部類眷屬等護持信心之諸

大施主ノ家ニ至不祥厄難ヲ除キ、五穀成就

シ万民豊饒ノ牛馬六畜ニ至マテ手足ノ

ツマヅキナウタモタシメ給へ、再拜々々敬白

◇卷子本。現在も正月三日の修正会の茅輪の行事の祭文として、用いられて  
いるもので、天文二十二年を昭和〇〇年とよみかえて行なう。一四二号  
は、この卷子のものになったものと思われるので、参考までに掲げた。

一四 神名帳(卷子)

(九一九六)

(前欠)

阿須□□□神 大□□□

愛徳山大明神 御前大明神□□

八幡三所大菩薩 賀茂下上大明□

北野天神 祇園天神 平野天神 若宮□□  
牛頭天王

松尾大明神 稻荷三所大明神 大原□□□  
(野)

梅宮四所大明神 木嶋大明神 □大明神

祝園森大明神 吉田野大明神 阿太子大明神  
糺

権井大明神 金峯山金大明神 春日大明神  
大権現

(紙継目)

笛吹大明神 一言主大明神 瀧蔵大明神  
大和國中大小明神 皆来テ集會給へ

河内國 恩智高安大明神 國中大小明神

攝津國 住吉大明神 國中大小明神

和泉國 大鳥篠田等大小明神

伊賀國 國津火明鹿高等大小明神

伊勢國 大神宮稻臺等大小明神

志摩國 栗嶋大明神

尾張國 熱田等大明神

參河國 砥鹿佐拋等大明神

遠江國 柳姫事任等大明神

駿河國 布志淺間等大明神

伊豆國 三嶋走湯大明神

相模國 寒河平縣大明神

甲斐國 物部大明神

武蔵國 氷河小河大明神

安房國 大神宮瀧口等大明神

上総國 玉綺有内田原大明神

下総國 香取老尾覆大明神

常陸國 鹿嶋筑波大明神

(紙継目)

近江國 ヒコノミ 比叡三山竹生比良異吹兵主大明神  
ヒコノミ 日吉山王權現  
 美濃國 ミナモト 中山大明神  
 飛驒國 ヒツナ 水無大明神  
 信濃國 シナノ 諏訪戸隱大明神  
 上野國 カウシノ 伊賀保赤城春名大明神  
 下野國 シモツケノ 日光塩屋鳴栖大明神  
 陸奥國 ワカシノ 鈴峯巨比巨保伏等大明神  
ムツ  
 出羽國 デハン 日山月山鳥海大明神  
 若狹國 ワカサノ 若狹比古等大明神  
 越前國 エチセノ 氣比串前之大明神  
 加賀國 カガノ 白山大神宮府南大明神  
 越中國 エチチカノ 立山大明神  
 能登國 ノトノ 氣多大明神  
 越後國 エチゴ 久美伎八彦大明神  
 佐渡國 サト 津嶋大明神  
 丹波國 タニハ 出雲木前大明神  
 丹後國 タチノ 大宮子胡宮大明神  
 但馬國 タチマ 出石淡賀等大明神  
 因幡國 イナハ 於大明神  
 伯耆國 ホツキ 大山伯耆等大明神

中南区有文書

出雲國 イツモ 杵築大明神  
 石見國 イワシ 中尾觀間大明神  
 幡磨國 ハナ 印達等大明神  
 美作國 イマサカ 中山高屋大明神  
 隱岐國 イナ 息津比羊等大明神  
 備前國 ビゼン 子嶋大明神 十二所權現  
 備中國 ビツ 岐美豆宮大明神 吉備津宮  
 備後國 ビノ 甘南備大明神  
 安藝國 アキ 速谷大明神  
 周防國 スワウ 玉祖大明神  
 長門國 ナカト 松屋前大明神  
 淡路國 アハチ 石屋大明神  
 阿波國 アワ 大中大嶋大明神  
 讚岐國 サマキ 田村大杜等大明神  
 伊豫國 イヨ 奔積三嶋等大明神  
 土佐國 トサ 室生度大明神  
 筑前國 チクセン 竈門大明神  
 筑後國 チクゴ 高良大明神  
 豊前國 フゼン 宇佐大明神  
 豊後國 フンゴ 鴈前大明神

肥前國 高来等大明神

肥後國 阿蘇大明神

日向國 依田大明神

大隅國 鹿古嶋大明神

薩摩國 平間大明神

壹岐嶋 兵主大明神

對馬嶋 和多都美等大明神

當年行疫牛頭天王 武答天神 波利女

八王子邪毒氣神王 部類眷屬 一万三千

七百五十餘所 都諸社於牟

ケサヲ、ナヲス 般若心經一卷

◇現在同内容の卷子本が、地藏寺におさめられており、前欠の部分の補いとなるので、次に掲げておく。

一聖 神名帳(卷子)

勸請 神名帳之事

謹請 敬白

大梵天王 帝釋天王

四大天王 地主山主

丹生高野両大明神 當庄鎮守

丹生四所大明神

熊野三所大權現

日前國懸両大明神

伊多祇曾鳴神 糺三所明神

風杜大明神

御船大明神 玉出嶋大明神

阿須賀大明神 大山眞莫大明神

(以下前号と同文により略す)

一四 某かな書狀断簡

(二一八—一左・右)

先日入御返々悦入候、御心しつ

しよし申配候事、なをく本かにいに

相存候、兼又はなそのよりうけ〔繪〕し

間の事、身におき候ても急きつ

かまつり候、かやうの事ハこなたよりも

たく存候へく候、いまときの身にて候

ひつかまつり候て、存より候事も

申さす候ところに、なをくよろこひ

存候

それにつき候てハ、くはたまへの事  
身におき候ても、そうく重て心の  
ことよひハ申へく候、大将も心にか  
られ候て、先日も御けら□を存さ□<sup>れ</sup>□

(後欠)

一四〇 たうのをとの宛書状断簡

(二一八一—二二)

(前欠)

て候、それへしまわり候よし  
うけ給候、めされ候てくハしく  
このよしおほせ候て給候へく候、もと  
のことくこれへ存候て、は□  
をもつとめ候ハ、しさい候まし  
く候、そのきなく候ハ、ミあい  
めしとり候へく候、このふんを  
このほうしにおほせふくめ  
られ候ハ、悦入候、この使者  
くハしく申へく候、あらくかしく

十二月廿二日 教(花押)

中南区有文書

たうのをとの

(切封上書)

たうのをとの

御すくそまで

◇一四八号と同筆。

一四一 某かな書状案

(二一七九)

□くハしくうけ給候ぬ、さ□

□るし候て、三そくあけ候て□<sup>そえ</sup>

□候了、よろこひ

□候、ことさらかやうのものたいせ□

□さうの事候ハ、ほ□

□ひ入□、又まこいち

□う□五郎たゆふかかき□<sup>も</sup>

御はからい候て、さへをもふけ□

給候へく候、まこいちかこのほう□

これへきたりて候しか、さ□

□□きをもあつけたひ候へハ、□

このはる申候へく候、その□<sup>も</sup>

見候す候、そ□るたに候やらん

七七 (二六三)

せんさくか事、これにてものを  
□せぬ□□とあのさえくり候も

(以下、裏面に記す)

□□候、これへこのほうし□  
存候へとおほせ候へく候、まこ□  
ものをおわす候ハ、しさい候、□  
候へく候、せいて候ハ、なし□  
申へく候、こなたへ人や□  
給候へく候、あらくかしく

五月十四日

□返事

□教

一〇 某かな書状断簡

(四一八二)

□しさい候ハす  
□候へハ悦入候、さて□  
□となたへも、ひけ□  
□はす候よし、く□  
□おほせ候ほと□  
□な□□やう、しちニたに  
□か□候て、しちにかし

□たのもしの<sup>五百文</sup>まで、八くわ□

□事にて候、くハしく

□の□□おほせ候へく候

□候て、しちをもとりいたし

(後欠)

一〇 某かな書状断簡

(四一八一・一八三)

(前欠)

しても、まつけいやく候とも□  
□見参候入参候も申候こと□  
□を□身にも悦喜仕候、過分□  
身の□□□んも御存知の事に候□  
□しゆひあるましく候、大野□  
おき候て□□□の事などハ、身に□  
□□論あるましく候、益風□  
御方へ申入候上者、かつてそう□  
此旨を御心得候て、は□  
□□候へく候、又三宮殿の事□  
とてもかやう申承候上者、しらう□  
見参□ □□□□□

(破レ目)

□□□□候て、見参に入□

御在庄之由承候、其内まいる□

あ<sup>る</sup>□まし□□□□をい□

なを□□□事□□うけ□

恐く謹言

卯<sup>廿</sup>□□八日

□□□

(後欠)

二五 某書状断簡

(端裏書) □□案

□長田用水相□<sup>論之</sup>

□被経御沙汰可被落居□

□被仰両方無餘□

□了耕作之時、公□<sup>地</sup>

□御使委細被加見知、□<sup>可被</sup>

□<sup>御</sup>使罷向候者、□

□ニ可罷向彼在所之由、□<sup>可</sup>

□□儀候、急速可有□<sup>御</sup>

□等同可被召出候、委細□

□知由被仰候、領主等□

□□<sup>旨</sup>其沙汰候也、□

□日

□殿

二五 野河一族あて書状

(二一六八)

長田庄百姓等召籠間事、

先度可返出候由被仰候處、申

子細被申請文候間、執進候處、重

御教書如此、先何様可被返

出候、於所務等事者右有御沙汰候、

違背御教書候条無勿体事□<sup>候</sup>、

先随仰返出百姓等可被申所存

也、委細以此使者被仰之状如件

七月廿五日

定覚

(花押)

野河一族中

二五 某書状断簡

(二一六七・四一八〇)

態使者□<sup>を</sup>

付候て、野川物公方よ<sup>〇</sup>給<sup>〇</sup>□□

近日可乱入之<sup>申</sup>□□

所存外次第候、万一さ□

出来候者、早<sup>下</sup>走<sup>下</sup>□□

之由、預夏衆一<sup>味</sup>□

随候て、六ヶ七郷人□

皆語申候、若□

可預御見繼□

—— (破レ目) ——

返事<sup>委</sup>□

申入候、其□

状副令□

謹言

五月□

花崗上庄公□所□

一五 年預某軍兵催促下知状

マ<sup>下</sup>コロ、ナテヘフケノセイイリテ、<sup>武家</sup>

ミナ<sup>キ</sup>ノキスツキ候ホトニ、シムホウ

□□<sup>シ</sup>シユト御ハカウアルヘキ<sup>発向</sup>

(二一七三)

ヨシ、御ヒヤウチヤウ候、シヤウクワム

百シヤウ、クソクユミヤタテヨウイ<sup>眞足</sup><sup>旨矢</sup>

シテ、マチマウスヘキ<sup>シ</sup>シ、御ハカウノトキ

御トモマウスヘキヨシ、御ヒヤウチヤウ候、

モシフサタノシムアラハ、サイクワ

アルヘキヨシ、御ヒヤウチヤウ候、六十<sup>イ</sup>□□

十五イシヤウ御トモマウスヘシ、ヨテ

シタツクタムノコトシ

九月五日 子ム<sup>年預</sup>ニヨ□

ハナソノ、シヤウノクモムソ

一五 某かな書状断簡

(二一三七)

見参<sup>入</sup>□□事

□いつそや勸学院

□ねんくんたう

(後欠)

一五 年預代某道普請下知状

端裏書<sup>中南</sup>公文所 年預<sup>レ</sup>

はりミちつく□の事、先規

(四一七七)



のことく中<sup>〔南〕</sup>□□大門より七□

分、きれいに はきつくるへき物也、

若無沙汰之事あらハ、かさね<sup>〔て〕</sup>□

御下知あるへき者也、尚々もと□

のことく大門よりよくつくるへき

者也、仍如執達件

三月 日 年預代

中南公文所

一五 年預公□棟別公事錢下知状

為寺家一大事所用、五十文

充棟別公事、廿日以前ニ

令用意可出候、重可下奉

行地下、厨屋以下役不可

有無沙汰之由、御評定候所也

仍執達如件

八月十七日 年預公□

花蘭上庄公文所

(二一九二)

一六 年預良□公事下知状

ちて<sup>〔む〕</sup>□御社のか□□けさの□

ならひニねんよひつのように、きぬ

ひつ五、いかにものふとく□

て、今月中ニねんよ坊へおさむ<sup>〔む〕</sup>□

し、ふさたあるへからず、な□□は、

月ち<sup>〔う〕</sup>□におさめすハ、地下の□□<sup>〔き〕</sup>□

くわ<sup>〔た〕</sup>□るへきよし、かたく御<sup>〔ひ〕</sup>□やう

ちやう候也、仍如件

九月廿一日 年預良□

花蘭上庄公文所

一七 年預禪□下知状断簡

(前欠)

〔新儀非例〕□

事者□向後不可有之由□

□評定之所候也、仍執達如□

三月八日 年預禪<sup>〔客〕</sup>□

花蘭上庄下司所

(四一七九)

三〇 堯順下知状

(四一七六)

ナカミナミノ百姓マウスシサ

イ候、セヒハラシテノサタ(道)

ニテ候ヘシ、マツテツクリノ

モノ、サクモウニ、シメラタテ、

サタ候ヘシ、(マ)如件

八月十三日 堯順(花押)

ハナソノ、上庄庄官御中

三二 大集会評定日記断簡

(二一六三)

(前欠)

〔五〕日大集会御評(定)

〔確執事、度々合(戦)連〕

〔之基諸人(牢籠)之(儀)〕

〔必止〕合戦可隨諸衆下(知状)

〔其上猶無承引者、預速罷〕

〔可振舞侍者〕

寺家□□□□□□大悪党停止□□□□

經廻為諸衆□□沙汰、可加治罰(集)

〔可有下知両方事〕

同十六日沙汰御集會御評定條

八二 (二六八)

一、(濼頂)論事、昨日十五日大(集)

〔究淵底之上者、急速可(有)〕

〔諸衆下知者、不日有露

沙汰、但正預等不可教訓者〕

〔事(裏花押)〕

三三 某制誠狀断簡

(二一八六)

コムアツカリ

ヘウチイ(七)

キヤウライタサル、ユ(七)

ヲホロホスヘキワサナリ

ヲ大師明神ノラムテキタル

ナカク山上山下ノカヨヒヲト、メ(七)

サタライタスヘシトイヘトモ、ナケキ

申サル、トコロモソノイワレアルカ、

ウエハコノ、チハ、アクキヤウヲト、(脱カ)

テシヤウケヘカエリイテ、ツシム(テ)

寺ケノクシヲマタクセラルヘシ、コノ

ウエニナラ(モ)セイ(シ)ヲキカレスハ、

大アクタウノキニテ、寺中寺領ノ

ミチヲウチト、メテ、諸衆一同ノ

サタトシテ、チハツスヘキヨシ、今月

(後欠)

一三 小山藤井次郎一族契状

(二一八四)

定 掟起請文事

小<sup>山</sup>藤井次郎(花押)

花蒙

右子細者、為一族評定之上者、自今以後

無親祖成父子兄弟□□大事小事

惣評定而、任道理可身大事

一向干惣領方、不可有不忠服黒、次自

惣領方而一族中エ、不可有不忠服黒

背此旨於人々者、放一族任時儀可加

罪科者也、若背此旨者

奉始天照大神八幡大菩薩春日大明神

惣大小神祇冥道六十余洲

別而端正高野両所権現十二王子百廿

(後欠)

一四 某仮名起請文

(二一八五)

(前欠)

コユトナクチケウセ□

キ□□モコ

□□コヤレウ大イメウ□

ムウセコケニホコクチ□

コトイクトサメウシト□

コシハトトノカタエムケ□

ラセテ、一フチウニ申□

ハコウニワ、百ライノヤマ□

ウケテ、ムケノソコニナカ□

シツムヘシ、コノ事イト□

モサンコトハ、カツテア□

ヲノマシセウニマカリカウフ□

一五 某仮名起請文

(二一八八)

□キシヤウ□

□トノ、シウルイ□

□カウシテ百シヤウ

□ニイタルマテ、ノ□<sup>〔子〕</sup>

□子<sup>〔子〕</sup>ノシ、ヤウナリ

□クリヤウナイニ、イカ

□ナリトモ、トウノヲトノ

□テ候ワムスルヲハ

□ソムスヘカラス

□ソムカムトモカララ

□一エムニサイクワスヘキ

□チノシヤウノタメニ、百シヤ

□フミヲカキ、シヤウモノ<sup>〔子〕</sup>

□エハシサイアルマシク候<sup>〔子〕</sup>

一六 有中ノマコタラウ調度注文

(四一六七)

一、アリナカノマコタラウカサ□<sup>〔有 申 財〕</sup>

ハウノコト、一、ヌノヨツ、ヌノコミツ、<sup>〔室〕</sup>

ヒタ、レ一ク、ハカマヒトツ、クワ<sup>〔直 垂 袴 鞆〕</sup>

フタツ、カマフタツ、エカマ一ツ、<sup>〔鎌 柄 継〕</sup>

スキヌヒトツ、コキヌ二マイ、

一、マサカリ一ツ、一、ハムシヤウ<sup>〔鏡〕</sup>

クソクノミイツツ、カナヒトサヲ<sup>〔鏡〕</sup>

チヤウノ<sup>〔手 卷 鏡〕</sup>ノコキリ、カ子モチ<sup>〔金 槌〕</sup>カナツチ、コレラニテ候

一七 北寺垣内相論裁許状

(二一六)

金剛峯寺御庄花蘭北寺垣□<sup>〔事〕</sup>

合卷所者 四至 東限左古登 南限□  
西限□尾 北□<sup>〔限〕</sup>

右件垣内者、増音之相傳之私□

也、然福万与守未互雖致相□<sup>〔未カ〕</sup>

□□兩方無其謂、只為□□

□□阿蘭□左右可令領□<sup>〔阿心房 梨〕</sup>

之□如□<sup>〔状 件〕</sup>

□□月二日

□(花押)

一八 蜂田吉松地売券

(二一六四)

(前欠)

合卷段陸拾□

□(在和) 泉国日根郡□

限東水口守口

限西学蜜房地 限北渠

□□<sup>〔地〕</sup>之者、蜂田吉松相傳領□<sup>〔知〕</sup>

□□<sup>〔而〕</sup>今依□□<sup>〔有〕</sup>直錢□□<sup>〔充〕</sup>

□□<sup>〔色〕</sup>佰文、限永年僧西念□

売渡事既畢、於本公□<sup>〔券〕</sup>

□宿にテ焼失之由、□□<sup>〔非〕</sup>□□<sup>〔等申〕</sup>

依〔仍〕為後日證文、新放券文之□<sup>〔状〕</sup>

□治式年五月十日 売人

蜂田吉松 (花押)

二六 教蜜山地売券

<sup>〔端裏書〕</sup>  
「ヲワラノモシヨ」

売渡山他卷□<sup>〔地〕</sup>□<sup>〔処〕</sup>

在花菌上庄内字□

限東籠定 限南小□

四至 限西大道ヨコアセラ定 □□<sup>〔限北〕</sup>

右件山地等者、教蜜□

而今依有ヨウ用、直□<sup>〔錢〕</sup>

限永代売渡実□<sup>〔也〕</sup>

(三一二三)

可令者也、仍後證□

□德式<sup>〔カ〕</sup>ヒノトノ八<sup>〔尺〕</sup>□<sup>〔尺〕</sup>

一七〇 某畠売券案断簡

□<sup>〔謹〕</sup>□<sup>〔売〕</sup>んて□

□□者

□ケワ、クノワラ□ウチ<sup>〔先祖〕</sup>

□ウンウシヤ□ムン<sup>〔相伝〕</sup>

□ムノちなり、しかりとワ

□うくあるによんで

□せん三貫文ニあて、花菌<sup>〔直錢〕</sup>

□し□うとのに、ゑいたいおかきん

□うりわたす事しつなり

□<sup>〔子々孫々〕</sup>のすへに <sup>たのさま</sup> <sup>けなく</sup>

□せらるへきもの

□んてこにちしやうもん <sup>〔下〕</sup>  
しんけんもんのはなつ

□状如件  
□とく三年正月廿五日

(三一三八)

三 花園下庄百姓等証状

(二一四九)

ハナソノ、シモノシヤウノ

ヤウソシヤウエタスコトシチナリ

モノタイシヤウシテタル

クモトノ (略押)

タニマコロク (略押)

せニ大イトクサウサ (略押)

ウニト (略押)

ミツノトノ未トシ

日

三 三子ノ大郎豆借状

(四一七三)

スマメノコト

三斗テイリ

右クタリノマメワ、マイ子五ワリノリフン

ン十月中ニカナラスモトコトモニ、カ

スサタモウスヘク候、タミシカノシチニ

ヤライレヲキモウシ候、モシ

トキワ、カノシチヲエンタイヲカキテナカ

モウスヘク候、ソノトキイチコンノシ

スマシク候、タノサマタケナクチンケウ

五日ノタメシヨウクタリノコトシ

二年二月九日 カリヌシ ミ子ノ大郎

三 断簡

(四一五八)

五ハイ 五ハイ (紙継目ヨリ前欠)

六ラウトノヘク候シラウサイ

三升シラウヒヤ

サイモトノ三升五合ツ

ウトノシラウサエモン

ルヘク候

□カエノアワモチ一枚

□キクエントル

一五 某錢貸付注文

(三一四六)

シチノフンワ井エヤシキ  
二貫四百文

ヌク井ノハタケ<sup>二ヶ所</sup>  
来年四月ヲカキル

四百六十八文コレハタカカシ申

以上合二貫八百六十八文ナリ

カリヌシトラ若 行(花押)  
ウシノ十二月二十二日

一六 某錢貸付注文

(三一四五)

□□一料の事

井  
マタヌクノ島ハシノウラカラ

□五百文井ヤシキ井ンシキトリ申候

□<sup>〔エ〕</sup>ヤシキヲトリナカシ可申候

□百卅八文コレワシチナシ

□月八日リフン<sup>ナカミナミ</sup>トノ方<sup>ミナミタニ</sup>  
ウノトシ正月クウヘシ 行(花押)

一七 某錢貸付注文断簡

(三一四七)

□の事

□<sup>〔シ〕</sup>□□□向ひ井ンシキニ

□<sup>〔セ〕</sup>ルシノキ、トモニトリ申候

□ラレトリナカシ可申候

□<sup>〔月〕</sup>十一日 行(花押)

□<sup>〔殿〕</sup>へ

一七 堂尾十郎借状

(四一六五)

□ハ、クキト中南トノ百一升

□トリ候ハンスルマテヤクソクナリ

□月一日 藏本城真院 借主堂尾<sup>十郎</sup>

一八 頼母子帳

(四一六二)

□<sup>〔端裏書虫損〕</sup>□□□□

メンカシラノイ□

マコサフラウタ□

十マイ ヲカノフ□

二マイ セウハノノサ□

ニ一マイ、キク一<sup>〔ハコ〕</sup>せ一マイ、シムヒヤ□□

トノカミカイトニニマイ、マツヲニ<sup>〔マ〕</sup>□□

マツカヌニマツヲニニマイ、コノカ

イトニ三マイ、トノ、サニ一マイ

マツヲニヲサキトノニ一<sup>ハニ</sup>マイタク

ルミサコノニウタウ十文、サカモ

トノコトウタラウ五マイ、クキノ

タウシラウニウタウ十マイ、テウ

フク十マイ、カフナウ一マイ

一七 頼母子帳断簡

トウシラウタイウセニクマイ

トウナイノタニ五マイ

コムキヤウシノタニ五マイ

キリサコノケム<sup>シ</sup>□ラウタニ五マイ

ソウキヤウシノタニ六マイ

せムカハウノタニせニ五マイ

□ヤウシチハウ

□

□モト

(後欠)

一八 頼母子帳断簡

(前欠)

□ノチノ□

タモ井ン

ヨウフク井ン

センフク井ン

シンケウハウ

二貫文

五百文 ヨ七郎

五百文 スケエモ

五百文 四郎エモ

(後欠)

(紙継目)

一九 日記断簡

八月十三日 サタメヲク

ヨ□□□ナリ



一六三 下司職等記載反古

(二一五二)

紀伊國

河崎田中下庄内下司職 梅岡跡

(同筆裏書)

「きのくにくすみのしやう

うちふなところのち□□

□□け一西に給候へく□□

一六三 天野社神事相折帳断簡

(四一五二)

(断簡A)

(前欠)

天野舞師宿所一下行分 二月中ニ□□

コレウヒツ二六斗入 ミツヲケ□□

テウ□□ニヒサコニキテ□□

天野経會アノノキヤウエニチカク日□□

サカヲケ二三斗□□ ヲモユヲケ□□

□□ヲケニ ヒサコ六

天野御下向ノマウケノ料 アマノミツノカク

ワウハムヒツ一口七寸五分 ヲナシクタテ□□

コサイノヲリ八合□□

□□□□□□□□

(後欠)

(断簡B)

(四一五二)

(前欠)

天野中食下行 アマノナカク

ナカヒツ一サヲ ハムヲリ十六□

チマキノヲリ八合□寸五分□□

ミツヲケ五七□□ □ヲ□□

コサイヲケ三ク ヲノく五イレユ□□

ウスヲシキ二十一ソク ツイカ□□<sup>(サ)</sup>□□

食□□

天野御神拜時下行分 アマノミヤマシメトケウフシ

御精進供 アマノシヤウシヤク ナカヒツ一□□ コレウヒ□□

ミツヲケニ ヒ□□

行事方 キヤウシノカタ カケハム三十六セム ヲモテ一尺□ タカサ六□

ヲリ十九合口五寸五分

ナカヒツ一サヲ コレウヒツ二

ミツヲケニ ヒサコ二

神人方 シメツノカタ ヲリツイカサ子十六セム ヲモノ□□

ミツヲケ一 ヒサコ一

□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup> フリツイカサ子十六せム ヲモノヲ□

ミツヲケ一 ヒサコ一

□<sup>フノカタ</sup> フリツイカサ子六せム ヲモノヲシキ□

ミツヲケ一 ヒサコ一

□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup> カサ子十二せム ヲシキ□□

□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup> キ十二□□ ミ□□□□

(後欠)

(断簡C)

(四一五三)

(前欠)

□<sup>フノカタ</sup> 楽方 ワウハムヒツ一 七寸五□□□<sup>タテ</sup>□□

シルヲケニ コサイノヲリ八合

□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup> シカケ□八合□□□□

□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup> ハムヒツ□□□□

一第奉□<sup>フノカタ</sup>ヲリ四十合口五寸五分 五月五□

□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup> ラレムニシタカイテ可進 手□□□

□<sup>フノカタ</sup>□<sup>フノカタ</sup>

食物事 ヲシキ一東ハ食四合ニアツ

ナカヒツ食八升 ヒツ一八斗入ハ 食三升

ミツヲ□<sup>ケ</sup>一食八合 四合ホ□□□

サカラケ一食二升 ワウハムヒツ一クニ□

カケコ一合ニ食四合 テウツヲケ一ヒサコニ□

フハコ一 食四合 牛王寶印ハ□□<sup>コウ</sup>

上料ノヲリ 食二合四尺 五寸ノヲリ 食□

ウチカケ一合 食一升 カク□□□

キテウシ一食四合 ヲモノヲシキ一

カイケ一口食二合 コサイ□<sup>ヲ脱カ</sup>□□□□

アカヲケ一食八合 ハムヲリ十六合

ヲシキ一束食四合 フリツイカサ子一せ□<sup>ケ</sup>

(後欠)

一八 仏会講式断簡

(四一八七)

(前欠)

残 迷故三界常□<sup>城</sup>

不 悟故□<sup>十方空</sup>□□□□二八二 三十三

不 本来無東西 三八二□□□□

不 何處有南□<sup>北</sup>□□□□□□□□<sup>八三</sup>

不 求 ナカニ 五八二

(異筆)

□<sup>ハインシヤ</sup>□<sup>花</sup>母文尼覺靈位

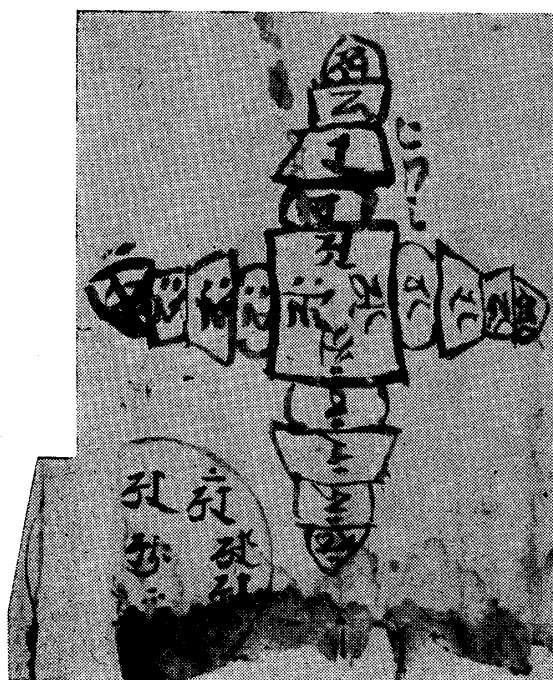
五コクノコト マメ アツキ モミ ムキ コムキ

ハカイテ ツツニイレテ 五ホンノソトハニ  
マイラスヘシ

シンキヤウ三一クワン

コホ三クトモニ  
ノソトハニ

テウミシヤクチャウ



十二 ケサヲ 三ト フセテケンラウ

三ト 大シンイカリヲナ  
シタマワス

(南無 東方ニ(讀 誦文)  
ナムトウハウフシユワウフン

□ムナンハウニフシユワウフン  
(南 方)

□ムサイハウフシユフン  
(西 方)

□ムホンハウニフシユワウフン  
(北 方)

□ム中ワウニフシユワウフン  
(英)

□月四月七月十月トラウミウマサルトリ

□五八十二月ウシトラタツミヒツシサルイヌイノトキヨシ  
イ子 ヨシ

□八九十二月ウタツウマヒツシトリイヌ子ウシ

六シサウトキヨキトキナリ

(紙背)  
□願圓滿 増増法樂

□隆佛法 利益衆生地蔵

婦命頂礼 丹生高野

伽藍安穩 福智圓僧福田

一八五 真言断簡

(四一八八九・一九〇)

(断簡二葉に小呪・不動火界呪・愛染呪・十一面呪などの梵字真言を記す

略)

一六 般若心経

(四一八四)

(略)

一七 吉徳院等借物免除状

(六一九三一二五)

中南村中 トシ 大師講ヲ

御むすひ被成候而御登リ忝

奉存候、甚御念比ニツキ中南ノ

むらからの米、大豆、かさ

のけて、又新衛門吉野

講之米、又板同助さいの

いたものけて、其外ハこまへの

借もつ分みなく御老衆

の仰ニツキ、すて申候、仍後日證文

寛永五年十二月廿一日

南谷中門のまへ

中南村中

吉徳院 (花押)  
同浄春 (花押)

御老衆中

各々

参

時ノ庄や

作衛門殿

参

一八 寛永九年大瀧惣中毛見帳

(六一九三一二四)

(端裏書)  
寛永ノ

毛見帳

北寺 新池ノクホ  
中南 久木 相浦 大瀧惣中

北寺

米壹斗五升八合内 三升了 般若下

米壹斗壹升 皆了 同 彦作

同三斗三升内 式斗了 同 二郎大郎

同壹斗三升 了 同 孫大郎

同壹斗壹升内 式升了 同 彦作

同壹斗貳升内 三升了 真女 孫三 (略押)

同壹石三斗貳升内 貳斗了 同 大郎五郎 (略押)

(豆)  
大ツ壹斗壹升内 高八升田ニナル但当了 同 助二郎

米五升内 三升了 同 正衛門

同五升五合内 三升了 同 五郎左衛門 (略押)

同五升五合内 三升了 同 左衛門四郎

同三升 新開 皆了 同 大郎五郎

一大ツ方ハ壹ソソ三升ノハ子 村中へ

新池ノクホ 兩村分

米壹斗壹升内 六升了 左学ノ下 石

同式斗式升 皆了 同 与二郎

同壹斗式升内 六升了 同 同人

同壹斗四升七合内 皆了 同 二郎三郎

同壹斗四升六合内 三升了 同 与三郎

同三升七合内 式升了 同 助二郎

同七升式合内 式升了 同 四郎三郎

同壹斗七升七合内 三升了 同 与三郎

同壹斗四升内 四升了 右学ノ下 孫四郎

同壹斗七升五合 皆了 同 五郎二郎

同六升 内 三升 同 甚四郎

同壹斗八升内 八升 同 与五郎

同式斗 内 壹斗三升同 兵へ左衛門

同式斗八升内 皆了 同 左衛門三郎

同四斗 内 式斗 同 五郎衛門

一大ツ方ハ壹ソソ三升ノハ子 阿村中へ

中南分

新開 米五升ノ高 般若ノ下 作衛門

同 米七升ノ高 同 与左衛門

同 米壹斗六升ノ高 谷口谷 同 与兵へ

同 米七升ノ高 同谷 同 新左衛門

同 米七升ノ高 同 与左衛門

一大ツ方ハ壹ソソ三升ノハ子 村中へ

久木村分

米七升 皆了 左学ノ下 惣二郎

米壹斗四升 皆了 同 孫衛門

一大ツ方ハ壹ソソ三升ノハ子 村中へ

相浦分

米七升式合 皆了 左学 助左衛門

米壹斗壹升 皆了 同 孫一

米四升 皆了 同 ヤ大郎

米七升式合 皆了 同 孫一

新開米高五升 当了 同 与二郎

同 米高三升 同 久左衛門

同 米高三升 同 孫左衛門

同 米高八升 同 与左衛門

同 米高三升 同 惣左衛門

同 米高壹斗壹升 同 孫一

一大ツ方ハ卷ソン三升ノハ子 村中へ 以上相ノウラ分

以下大龍村分ノ  
一大ツ六斗四升内 四斗五升。了但惣中へ 左学 左衛門大郎  
五合

寛永九年分 毛見帳

龍城院(花押)

南性院(花押)

コウシケ  
一、下田卷畝 同卷斗一升

九左衛門分

右ハ当社明神御供料無之ニ付、氏子共新作仕

新開仕立申ニ付如形候以上 瑞泉院

貞享元<sup>甲</sup>年十月日

宥(花押)

中南村中

一六 明神御供料田新開見付帳

(六一一九三一〇)

紀州伊都郡中南村新開見付帳

勘定  
一、下田式畝米高式斗式升

吉左衛門分

横戸  
一、下田卷畝 同卷斗一升

同人分

同所  
一、下田卷畝 同卷斗一升

同人分

アゲ  
一、下田式畝十五歩 同式斗七升五合

同人分

コウジノ瓦  
一、下田式畝十五歩 同式斗七升五合

同人分

イモノ田  
一、下田五畝 同五斗五升

同人分

但明神御供田

船戸  
一、下田式畝 同式斗式升

五右衛門分

同所  
一、下田三畝 同三斗三升

同人分

シレ谷  
一、下田三畝 同三斗三升

作左衛門分

右同 御供田

同所  
一、下田式畝 同式斗式升

甚左衛門分

一七 花園村年貢免状

免 定

但池窪田畑共七成、丑年<sup>巳</sup>年迄五年之間御用控

(孚侶黒印)

一 田方  
畑方

九成三分  
八成八分

(孚侶黒印)

元禄十一<sup>戊寅</sup>年 年預坊

十月八日

花菌村

一五二 毛見帳

(六一一九三一〇)

中南村

米高三斗式合之内、高式斗一升式合  
戊辰六年免許残

一、高九升

当荒

平等院入  
文右衛門

戊辰五年免許所

一、高壹石壹斗

当荒

同入  
德右衛門  
重右衛門

当荒高

合壹石壹斗九升

享保廿乙卯年九月日 廣蓮院  
月輪院

一五三 花園村年貢免状

免定

(割印)

一 田方  
畑方



九成式步  
八成五步

花 菌

右依衆評如件

寛政四壬子年九月廿五日

(学侶黒印)

年 預 坊



一五三 中南村嘆願状

(六一一九三一〇)

乍恐奉願上候口上覚

先般以口上奉願上候一条、久木、相之浦両村事者

以 御上様之御威光、当月九日清算仕候而

重、難有冥加至極ニ奉存候、然ル處大瀧村事ハ

今以勘定不仕候、色々懸合候得共、訳付不申

誠ニ時節柄困窮中ニ右様延引ニ及候而者、当村之

取替候餓者死ニ及候、程々仕合無抛又々以嘆願

奉願上候、何卒 御上様之以 御慈悲、嚴敷

被 仰付候而清算仕候様、幾重ニも奉願上候

以上

天保七年

申十一月

中南村惣代

徳兵衛

年寄

善右衛門

庄屋

文次郎

御年預代様

御披露

濟書一札之事

一、当村際限八幡谷之出合三拾貳間半登リ

谷分是々大浴登リ堀リ石沼田龍之窪迄

五町貳拾五間、上ミハ新領下モハ中南領、并

龍之久保高尾瀬迄畝通り西者新領、東ハ

中南領相定

一、大川ノ北ノ方ハ八幡之下モ之谷之出合より

川ヲ上リ、長淵之尻より松尾江登リ、横岩

瀬之峯琵琶之首古辻水ヶ嶽迄畝分

西南向之方ハ新領、東向之方中南領に相定

可申候

右南北之方両村際限論所と相成候ところ

無拠願出御上様御見分被成下候故、内分之濟方ニ

被為仰付候ニ付、両村役人立合際限相改直

後々所持可仕候ハ、此際限ニ而両村共一言之申分

無御座候、依而濟書取遣事濟仕候

安政三辰年

中南村庄屋

李兵衛

十月日

年寄

林吉

新村

御役人衆中様

一、寺務役所年貢請取状

覚

(割印)

一、米合四石五斗八升四合也

定徳

一、大豆合三石六斗七升六合也

明治三庚午十二月

寺務役所

(黒印)

右皆濟

中南村

庄屋

一、大庄屋錢請取状

(六一一九三一)

覚

(裏書) 庄中

一、百式文

(裏書)

右通情受取申候

大庄屋

(黒印)

中南村